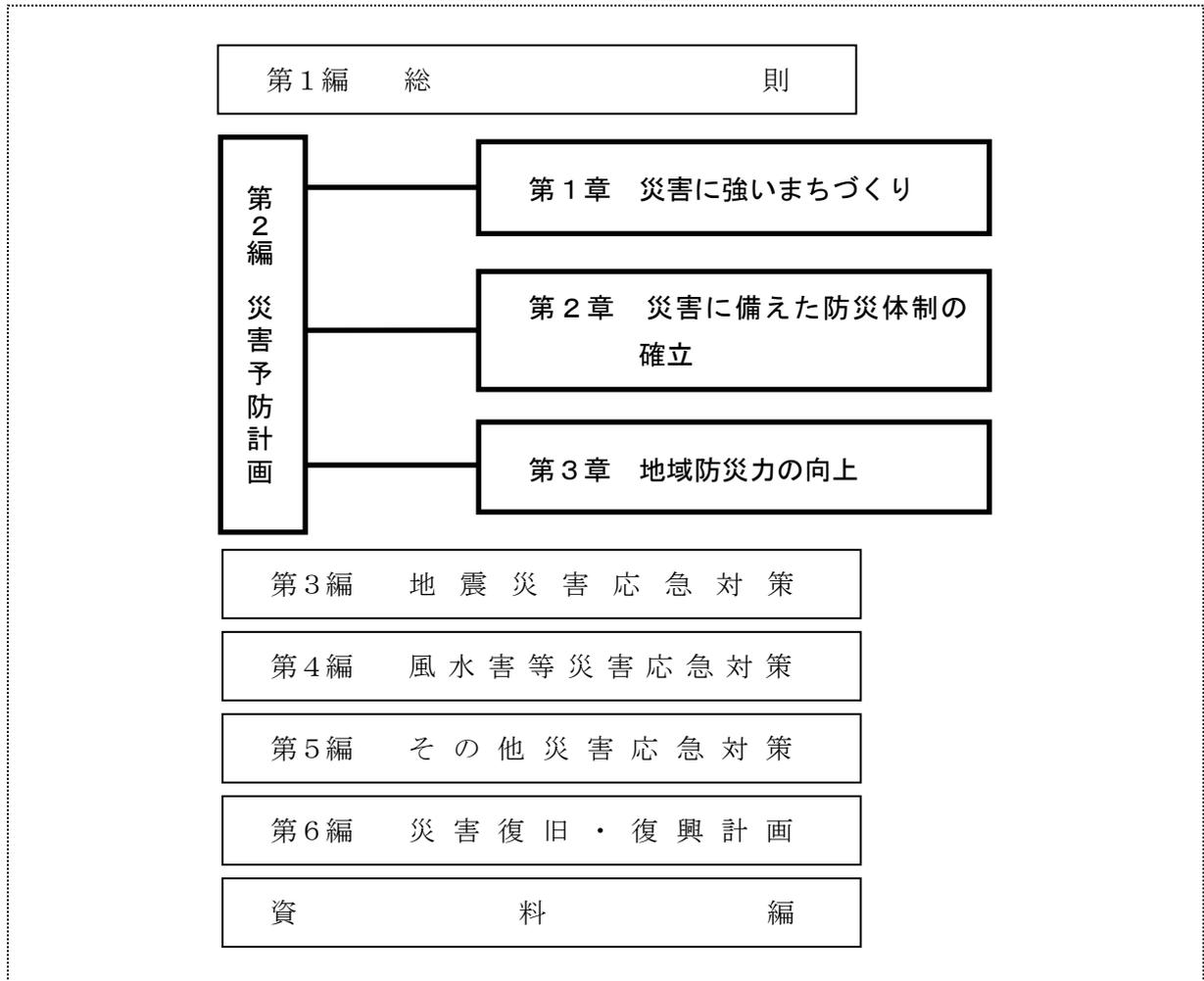


# 第2編 災害予防計画



第1章 災害に強いまちづくり	予-1
第2章 災害に備えた防災体制の確立	予-31
第3章 地域防災力の向上	予-81



# 第1章 災害に強いまちづくり

## 第1節 都市の防災機能の強化

町及び関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化に当たっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」及び「大阪府防災都市づくり広域計画」（大阪府都市整備部）を活用する。

また、町は被災建物や宅地等の危険度判定調査の実施に向けた体制の整備及び各種調査の趣旨などの住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」や「防災アクションプラン」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

### 第1 市街地の整備

#### 1 整備方針

町と住民は、長期的な視野に立って、それぞれの地区の特性に応じた総合的な市街地整備の方針を定め、その事業化を図ることにより、災害に強い、安全で快適なまちづくりを推進する。

##### <計画の抜粋>

建物の不燃化・耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備

#### 2 現況と課題

本町は、昭和30年以降の急速な住宅開発に伴い著しく住宅化が進展した。名神高速道路沿線は、研究所などの立地が多く見られる。東海道本線以東は、住宅地、工場などによる市街化地域であり、阪急水無瀬駅前には一定の商業集積も見られる。しかし、都市機能の集積・整備については十分とはいえず、建築物の不燃化・耐震化の促進を図り災害に強い市街地の整備が必要である。

#### 3 整備計画

##### (1) 木造密集市街地の整備

防災性向上を図るべき木造密集市街地において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等の策定に努め、建物の不燃化・耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を行う。

これらの取組みにより、新たな住民を呼び込み、まちが活性化するという流れを生み出し、住民や民間による土地活用や自主防災等の取組みが進み、地域の防災性の向上にもつながるといった好循環をめざす。

##### ア まちの不燃化

- (ア) 老朽建築物の除却促進の強化
- (イ) 地区公共施設（道路・公園）の重点的整備
- (ウ) 2階建て住宅等の防火規制の強化

- (エ) 除却跡地を活用した公園・緑地の確保
  - イ 延焼遮断帯の整備
    - (ア) 密集市街地内の広幅員道路等の整備の早期化
    - (イ) 不燃効果を高めるための街路樹の整備
    - (ウ) 無電柱化の推進
  - ウ 地域防災力の向上
    - (ア) 地域住民等への防災啓発の強化・地域の防災まちづくり活動への支援
    - (イ) 消防・大学と連携した防災力向上等の取組み
    - (ウ) 民間と連携した防災啓発の実施
  - エ 暮らしやすいまちづくり
    - (ア) 民間事業者との連携によるまちの再生
    - (イ) 公共用地等の活用や道路整備を契機とした、将来的な視点に立った魅力あるまちづくり
    - (ウ) 公共用地等を活用したみどりの整備
  - オ 密集事業の見える化
    - (ア) 各地区のまちの安全性・事業進捗の見える化（密集市街地まちの防災性マップ）
- (2) 市街地の不燃化の促進
- 地震時の火災、大規模市街地火災などを防止するため、都市計画の見直し時期に可能な限り防火地域、準防火地域を拡大し、都市の耐震化・不燃化の促進を図る。

## 第2 防災空間の整備

### 1 整備方針

町及び関係機関は、災害時における緊急交通路・避難路の確保、避難場所及び延焼防止のための緑地の確保を図り、都市の防災機能の強化に努める。

また、町は府と連携して、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

#### <計画の抜粋>

府道の整備促進、公園緑地整備の推進

### 2 現況と課題

#### (1) 道路

道路は、名神高速道路、京都神戸線（国道171号）、府道4路線、及び町道で構成されており、国道及び府道の舗装率は100%、町道の舗装率は94.2%（いずれも平成31年3月末現在）となっている。

都市計画道路は、京都神戸線（国道171号）、水無瀬鶴ヶ池線及び桜井駅跡線の整備が完了している。しかしながら、町全体として幹線となる道路ネットワーク形成が不十分であり、緊急交通路、避難路の整備を促進する必要がある。

#### (2) 公園緑地

都市公園は、街区公園9箇所、近隣公園1箇所、地区公園1箇所、都市緑地1箇所（淀川河川公園）が開設されており、開設面積は約99,200㎡となっている。都市公園以外の公園・広場等は、管理公園62箇所、15,417㎡あり、これを含めると公園緑地面積は114,617㎡となります。

公園等は、防災面では避難地等として重要であり、その整備が必要である。

### 3 整備計画

#### (1) 道路整備計画

本町の幹線道路網は、国道171号及び府道4路線で形成されており、防災面では緊急交通路として指定される路線であり、災害時において円滑な対応を講じられるよう整備に努める。

(ア) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

(イ) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を整備する。

(ウ) 避難路、延焼遮断空間としての機能の強化に努める。

#### (2) 公園緑地の整備

都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」(都市局公園緑地課、土木研究所環境部監修)、「大阪府防災公園整備指針」(大阪府土木部発行)及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」(大阪府土木部公園課)を参考にするものとする。

(ア) 広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園(面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。)を整備する。

(イ) 一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積1ha以上の都市公園を整備する。

(ウ) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園(後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園)を整備する。

(エ) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等を整備する。

#### (3) 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

#### (4) 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

## 第3 土木構造物等の防災機能の強化等

### 1 整備方針

町及び道路、鉄道、公園、河川・水路等の土木構造物の管理者においては、災害時における防災機能の強化を図るとともに、地震災害時における安全性の向上等に努めるものとする。

### 2 基本的考え方

(1) 施設構造物の耐震対策に当たっては、次のア、イを共に考慮の対象とする。

ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動

イ 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動

(2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベル

の地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、町の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。

- (3) 防災性の向上に当たっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保を図る。
- (4) 既存構造物の耐震補強に当たっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

### 3 道路

#### (1) 防災機能の強化

避難路としての役割をもつ道路については、その拡幅整備を推進するとともに、主要道路については街路樹の整備に努め、延焼防止帯としての機能を強化する。

#### (2) 道路の安全確保

法面の崩壊防止、橋梁、歩道橋等の道路施設の崩壊防止のため、耐震点検を行い、必要に応じて落橋防止のための補強工事を行うなど、十分な安全対策を講じる。

### 4 高速道路

西日本高速道路株式会社は、名神高速道路における道路交通の安全確保のため、施設の耐震性の向上、交通安全の確保、事故対策等、総合的な防災対策の実施を行うものとする。

#### (1) 総合的な防災対策の推進

西日本高速道路株式会社は、交通事故の減少、交通事故時における対策の確保等、交通安全対策を推進するとともに、遮音壁、橋梁、トンネル、道路法面等の道路構造物の耐震化等に努める。

#### (2) 緊急交通路としての機能の確保

災害時における緊急交通路として、広域的な機能を確保するとともに、本町における緊急交通路の一環として活用できるように、その利用システム等を今後協議する。

### 5 鉄道

鉄軌道各社は、施設の安全確保が図られるよう、施設の耐震性の向上、洪水時の安全確保、浸水対策等、総合的な防災対策の実施を図るものとする。

#### (1) 施設の安全確保

鉄軌道各社は、橋梁、高架部、盛土部、地下構造物等についてその防災性能の強化を図る。

#### (2) 災害時における乗客の緊急避難体制等の確立

鉄軌道各社は、災害時における乗客の安全確保のため、緊急避難を含む安全対策を確立するものとする。

#### (3) 応急復旧体制等の強化・確立

鉄軌道各社は、災害時における被害の拡大防止、迅速かつ的確な応急復旧を図るために、応急復旧体制の強化、災害対策用資機材の点検・整備等に努めるものとする。

### 6 公園緑地

一時避難地等として活用される公園緑地については、火災等に対する安全確保のため、公園内の樹木の保全・育成を図るとともに、新たな整備においては、火災に強い樹種の選定等に努める。

## 7 河川・水路

### (1) 防災機能の強化

河川・水路は、災害時における延焼防止帯として、また、消防水利の一環としての役割を有していることから、町及び河川管理者は、河川環境の整備と、消防水利として利用するための取水桝等の整備を図る。

### (2) 構造物等の耐震性の強化

河川・水路による災害を防止するため、堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、河川構造物の耐震性の向上に努める。

## 8 土砂災害防止施設

急傾斜地崩壊防止施設、土石流防止施設については、その耐震対策の実施を促進する。

## 9 農業用施設

### (1) 耐震性調査・診断

ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。

### (2) 耐震対策・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、府が進める「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づく計画的な耐震対策に協力する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

## 第2節 ライフライン関係施設の防災対策

### 第1 上水道施設防災計画

#### 1 整備方針

災害による上水道施設の被害軽減と断水・減水の防止を図るため、上水道施設の災害予防措置を講じる。

#### 2 現況と課題

本町の水道水源は、全て地下水の汲み上げによる自己水によってまかなってきたが、平成10年10月から、大阪府営水道（現：大阪広域水道企業団）の高度浄化処理水を導入した。今後とも水需要に適切に対応することと、安全かつ安定的な水道事業を確立する。なお、普及率は100%である。

#### 3 整備計画

##### (1) 強度の確保

「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

##### (2) 重要度の高い施設設備の耐震化

重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。

ア 浄水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化

イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への配水管の耐震化

ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備

##### (3) 配水施設の耐震化

浄水池・配水池について計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて改修を図るとともに、場内管路の耐震化を図る。

##### (4) 給水装置の耐震性向上の促進

使用者・所有者の管理する給水装置については、使用者・所有者において耐震性の向上に努めるものであり、町は、広報等を通じてその必要性を啓発するとともに、給水装置の新設・改良時には、耐震設計基準等による指導を行う。

##### (5) バックアップ機能の強化

浄水池・配水池容量の確保、管路のループ化（連絡管等の整備）、各地域の自己水の活用等バックアップ機能を強化する。

##### (6) 施設設備の維持保全

常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全を図る。

##### (7) 施設の更新等

施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

##### (8) 水道水の安定供給

自己水源を安定的に確保するとともに、大阪広域水道企業団から一定量の受水により、水道水の安定供給を図る。

##### (9) 応急復旧用資機材の整備

応急復旧用資機材の備蓄・点検を定期的に行うとともに、調達体制の確保、整備を行う。

- (10) 相互応援体制の整備  
府との連絡・協力体制を確立するとともに、府内市町村との相互応援体制の確立を図る。

## 第2 下水道施設防災計画

### 1 整備方針

町は、災害による下水道施設の被害を最小限度にとどめ、雨水、汚水の迅速な排除ができるよう、下水道施設の災害予防措置を講じる。

### 2 現況と課題

平成30年度末現在、下水道処理区域面積は302.9ha、人口普及率は95.7%となっている。今後も汚水整備に努めるとともに、浸水対策としての雨水整備を促進する。

### 3 整備計画

- (1) 下水道整備の推進  
下水道については、公衆衛生の向上、生活環境の改善とともに、浸水防止対策としても重要であり、下水道整備を促進する。
- (2) 管路施設の耐震化  
下水道管渠の新設、敷設替等においては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (3) 緊急度の考慮  
補強・再整備に当たっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。
- (4) 応急復旧体制の強化  
管路配置図の整備、応急復旧マニュアルの整備など、応急復旧時において迅速に対応できる体制づくりを行う。
- (5) 応急復旧用資機材の整備  
応急復旧用資機材の備蓄・点検を定期的に行うとともに、調達体制の確保、整備を行う。
- (6) 相互応援体制の整備  
府と協力して、周辺市町等との広域的な相互応援体制の確立を図る。
- (7) 災害用マンホールトイレの整備  
避難所に指定している小中学校を対象に、トイレ使用の確保ができるようにマンホールトイレを整備する。

## 第3 電力施設防災計画

### 1 電力施設設備の強化と保全

関西電力株式会社は、災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。

- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

## 2 電力設備の応急復旧体制の整備

関西電力株式会社は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、応急復旧体制の強化、災害対策用資機材の整備、点検、防災訓練の実施、協力応援体制の整備を図る。

# 第4 ガス施設防災計画

## 1 ガス施設設備の強化と保全

大阪ガス株式会社は、災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手の使用に努める。特に低圧導管に可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

## 2 ガス設備の応急復旧体制の整備

大阪ガス株式会社は、災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、応急復旧体制の強化、災害対策用資機材の整備、点検、防災訓練の実施、協力応援体制の整備を図る。

# 第5 公衆電気通信施設防災計画

## 1 電気通信設備の強化と保全

西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

## 2 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

- (1) 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
- (2) 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
- (3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

## 3 電気通信システムの高信頼化

- (1) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
- (2) 主要な中継交換機を分散設置とする。
- (3) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (4) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保す

るため、2ルート化を推進する。

#### 4 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

#### 5 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

#### 6 電気通信設備の応急復旧体制の整備

西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、応急復旧体制の強化、災害対策用資機材の整備、点検、防災訓練の実施、協力応援体制の整備、発災時の優先回線の確保を図る。

## 第6 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、ライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

1 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

(1) 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

(2) 電線共同溝(C・C・BOX)は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

2 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

## 第7 放送

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

1 日本放送協会は、災害対策規定(災害対策実施細目)に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

2 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

## 第8 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

## 第2編 災害予防計画

### 第1章 災害に強いまちづくり

- 1 町及び府並びに大阪広域水道企業団は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

## 第3節 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保を図る。

### 第1 ごみ処理施設防災計画

#### 1 整備方針

災害によるごみ処理の停止を防止し、被災時には迅速な応急復旧が図られるように努めるとともに、公衆衛生の向上、良好な生活環境の維持に努め、円滑な処理継続を図るため、ごみ処理施設の災害予防措置を講じる。

#### 2 現況と課題

本町のごみ処理施設は、ごみ焼却処理施設（46t/8H 23t/8H×2 炉）と破砕処理施設（6t/5H）を併設しており、町域から発生する全てのごみを処理している。

山間部に建設されているため、搬入路は府道柳谷島本線・町道尺代若山台幹線から、町道尺代2号線を通る1本のみとなっている。

#### 3 整備計画

##### （1）施設の耐震化・浸水対策

処理施設について、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

##### （2）搬入路の確保

町道尺代2号線の防災整備に努めるとともに、災害発生時には、速やかな応急復旧により、ごみ搬入路の確保を図る。

##### （3）災害対応マニュアルの整備等

災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。

また、緊急操作設備の充実強化、予備設備の整備等を行う。

##### （4）仮置場の検討

あらかじめ仮置場の候補地を検討しておく。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

##### （5）相互応援体制の整備

高槻市、府との連絡・協力体制を確立するとともに、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づく体制を確立する。

## 第2 し尿処理体制の整備

### 1 現況と課題

本町のし尿処理は、高槻市へ事務委託を行っており、町域の汲取り便所・浄化槽から発生するし尿・浄化槽汚泥は、高槻市エネルギーセンター分室にて処理されている。

公共下水道の普及により、平成30年度末現在、処理対象人口は約1千七百人程度と減少している。

### 2 整備計画

#### (1) 災害対応マニュアルの整備等

災害時のし尿処理における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、収集運搬に必要な資機材の確保及び運搬ルートの検討を行う。

#### (2) 収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数の把握

災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

#### (3) 仮設トイレの確保

災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

#### (4) 相互応援体制の整備

高槻市、府との連絡・協力体制を確立するとともに、周辺市町等の広域的な相互応援体制の確立を図る。

## 第3 災害廃棄物等処理

### 1 ごみ処理体制の整備

(1) 町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画（案）において具体的に示す。

(2) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。

(3) 周辺市町等との協力体制の整備に努める。

(4) 府又は町は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

(5) 府又は町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備を図るものとする。

## 第4節 住宅・建築物の安全化

災害による建築物の倒壊や、火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化を推進するとともに、安全性を高めるための指導を行う。

### 第1 住宅・建築物等の耐震化対策

#### 1 整備方針

地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、府及び関係機関と連携して、「大阪府住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に即して策定した「島本町住宅・建築物耐震改修促進計画」及び各機関の計画等に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅及び多数の者が利用する建築物並びに災害時に重要な機能を果たす町有建築物の耐震診断及び耐震改修の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

なお、公共施設の耐震化については、「島本町公共施設耐震化基本計画」に則り、順次耐震化を推進している。

#### 2 現況と課題

大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書によると、本町における直下型地震の場合の建築物被害では、有馬高槻断層帯地震の場合が最も大きく、「全壊」が215棟（町の総建築物の4.2%）、「半壊」が359棟（7.0%）、合わせて574棟（11.2%）の被害が想定されている。

#### 3 整備計画

##### (1) 町有建築物等の安全性の向上

ア 町の管理する諸施設については、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等により防災機能の向上に努めるものとし、災害時において、災害救助活動の拠点となる庁舎及び避難場所として使用する学校、公民館等の公的建築物については、重点的に以下の対策を実施する。

(ア) 新築時、増改築時における非構造部材を含めた耐震性の確保と防災計画の策定

(イ) 維持保全計画の策定と定期的な調査・診断システムの確立

(ウ) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進

イ 公立学校等について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。

また、診断結果に応じ、耐震改修の計画的な実施に努める。

ウ 建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じる。

エ 指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

##### (2) 民間建築物の安全性の向上

ア 耐震診断及び耐震設計・改修

住宅及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取組みをできる限り支援する。

府と連携し、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、きめ細かな地域密着型の「草

の根」啓発活動を行うとともに、自治会等、登録事業者、行政が一体となって、「まち」単位での耐震化に取り組む「まちまるごと耐震化支援事業」など民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。

また、所有者の負担軽減のため、特に耐震化率の低い木造住宅を対象に耐震診断・設計・改修補助を実施するとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

本町では、住宅の耐震化を促進するため、既存住宅の耐震診断費用の一部を補助する制度、既存木造住宅の耐震改修費用の一部を補助する制度を設けて耐震対策を支援している。

#### イ 不特定多数の人が利用する建築物

府と連携し、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物等の耐震化の促進を図るとともに、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に協力する。

#### ウ 沿道建築物

広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

### (3) 情報機器等の防災対策の推進

情報化が進む今日、各種の情報はコンピューターの各種記憶装置に情報ファイルとして保管されるようになっており、各種情報ファイルの管理を厳密に行うとともに、情報機器等の防災対策の推進を図る必要がある。

そのため、情報機器の耐震性能等防災性能の向上、情報ファイルの保守・管理システムの安全性の向上を図るとともに、施設の安全性の向上を推進する。

### (4) 工作物等の倒壊防止

ブロック塀については、その実態把握を行うとともに、施工技術の向上、既存塀の補強、改修等の啓発を行う一方、宅地の緑化を図るため新しい住宅については生垣の奨励を進める。また、安全点検パトロール、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPRを行う。

自動販売機については、設置者に対し、倒壊防止のための対策をとるよう指導する。

### (5) 建築物の総合的な安全対策

施設管理者は非構造部材の天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、超高層建築物等における長周期地震動対策を講じる。

## 第2 建築物の安全性に関する指導等

### 1 整備方針

建築物の敷地、構造、設備等について安全性の向上のため、指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や避難行動要支援者対策を実施し、建築物等の安全対策を推進する。

## 2 整備計画

- (1) 建築物の安全対策に関する知識の普及  
関係機関と協力の上、建築物等の耐震化・不燃化、防火対策、安全対策等についてポスターや印刷物の配布等により知識の普及を図る。
- (2) 特定建築物の安全確保  
防火指導を行うとともに、自主防火管理体制の確立と防火設備の充実を図り、定期的あるいは随時に立入検査を実施し、防災に関する指導を徹底する。
- (3) 建築物等の避難行動要支援者対策  
大阪府の「福祉のまちづくり条例」及び島本町地域福祉計画の理念に基づき、建築物等の福祉的整備を図る。
- (4) 屋外広告物等の落下防止に関する指導等  
地震、暴風等による屋外広告物等の落下防止のため、その設置者は改善措置を行うものとし、町は、設置者に対し改善措置を行うよう指導する。

## 第3 液状化予防対策計画

### 1 整備方針

地震時の地盤の液状化による建築物等の被害を最小限に抑えるための対策を進める。

### 2 現況と課題

防災アセスメントによると、有馬一高槻構造線を震源とする直下型地震における液状化発生度は、低地部ではほぼ全域にわたって液状化が発生し、市街地のほとんどは液状化発生度がきわめて高い地域と予測しており、今後の対策が必要である。

### 3 整備計画

- (1) 液状化対策への取組  
国・府、研究者等の液状化対策に対する調査研究及び指導に基づき、今後の液状化対策に取り組む。
- (2) 液状化対策の啓発  
建築物の新築・改修、宅地開発等の開発行為において、十分な液状化対策が行われるよう、液状化判定結果の公表に努める。

## 第4 文化財の保護

### 1 整備方針

文化財に対する災害予防に万全の配慮を行うとともに、良好な状況での文化財の維持管理に努める。

## 2 文化財の指定状況

### 【指定文化財一覧】

(資料:教育委員会生涯学習課)

区分	種別	名称	所在地
国宝	書跡	後鳥羽天皇宸翰御手印置文	京都国立博物館寄託
〃	絵画	紙本著色 後鳥羽天皇像 伝藤原信実筆	〃
国指定重要文化財	建造物	水無瀬神宮客殿	水無瀬神宮・広瀬三丁目
〃	〃	水無瀬神宮茶室	〃
〃	書跡	後鳥羽院御置文案文	京都国立博物館寄託
〃	〃	後鳥羽院宸翰御消息	〃
〃	〃	紙本墨書 後村上天皇宸翰御願文	〃
国指定史跡	史跡	桜井駅跡	桜井一丁目
国登録有形文化財	建築物	島本町立歴史文化資料館 (旧麗天館)	島本町立歴史文化資料館・桜井一丁目
〃	〃	水無瀬神宮本殿	水無瀬神宮・広瀬三丁目
〃	〃	水無瀬神宮拝殿及び弊殿	水無瀬神宮・広瀬三丁目
〃	〃	水無瀬神宮神庫	水無瀬神宮・広瀬三丁目
〃	工作物	水無瀬神宮手水舎	水無瀬神宮・広瀬三丁目
〃	〃	水無瀬神宮神門及び築地塀	水無瀬神宮・広瀬三丁目
〃	建築物	若山神社本殿	若山神社・大字広瀬
大阪府指定有形文化財	建造物	関大明神社本殿 附:棟札 (12枚)	関大明神社・山崎一丁目
大阪府指定民俗文化財	有形民俗	若山神社「東大寺村おかげ踊図絵馬」	若山神社・大字広瀬
大阪府指定天然記念物	植物	大沢のすぎ	大字大沢
〃	〃	尺代のやまもも	大字尺代
〃	〃	若山神社のツブラジイ林	若山神社・大字広瀬
島本町指定有形文化財	歴史資料	水無瀬駒 関連資料	水無瀬神宮・広瀬三丁目
〃	彫刻	神像 (伝 聖徳太子七歳像)	大阪市立美術館寄託
〃	〃	宝城庵 薬師如来立像	宝城庵・桜井三丁目
〃	〃	勝幡寺 薬師如来立像	勝幡寺・山崎四丁目
〃	有形民俗	勝幡寺 元三大師みくじ関係資料 一式	〃
〃	考古	須恵器 大甕	島本町立歴史文化資料館・桜井一丁目
〃	有形民俗	若山神社 絵馬	若山神社・大字広瀬

## 3 整備計画

### (1) 文化財の防災設備の充実と火気使用制限区域の設定

文化財である建造物及び文化財を収納する建造物については、消火施設・設備、避雷設備等の防災設備の充実を図るとともに、耐震化を促進する。また、建築物周辺について火気使用を制限する区域を設定する。

(2) 文化財保護の啓発

町は、文化財の所有者、住民等に対して、国民の財産である文化財の重要性を認識し、文化財保護の意識の高揚を図るための啓発活動を行う。

(3) 予防体制の確立

- ア 初期消火と自衛組織の確立
- イ 防災関係機関との連携
- ウ 地域住民との連携

## 第5節 水害予防対策の推進

河川・水路、ため池による洪水を防止するため、河川・水路、ため池の改修整備を推進する。

### 第1 洪水対策

#### 1 現況と課題

河川は、本町の東南端を淀川が流れており、町内には淀川水系の水無瀬川及び八幡川、柳川、高川等が流れている。これらの河川においては、豪雨時に内水氾濫を生じるなどの浸水被害が見られてきたが、ポンプ場の整備、雨水幹線の接続等のハード整備、土のうステーションの設置等、総合的な浸水被害対策を図る。

#### 2 河川改修の促進

- (1) 国土交通省管理河川である淀川の洪水対策のため、河川改修やダム建設の推進に協力する。
- (2) 大阪府知事管理河川である水無瀬川の治水機能が保たれるよう、適切な維持管理に協力する。
- (3) 準用河川・普通河川等の改修や貯留施設の整備を推進する。

#### 3 水防施設の点検・整備

水防倉庫、水防資機材の点検整備を定期的に行い、災害応急対策活動に支障がないように努める。

## 第2 水害減災対策

洪水や雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

#### 1 洪水予報（淀川、桂川）

二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、近畿地方整備局及び気象庁が共同で行い、町長に通知される洪水予報について、一般に周知する。

町長は、洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、近畿地方整備局及び府から河川の状況や今後の見通し等を受けるように努める。

#### 2 水位周知河川の水位到達情報（水無瀬川）

大阪府知事が指定する水位周知河川について、「氾濫注意水位（警戒水位）」を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を「避難判断水位（特別警戒水位）」と定められている。この水位及び「氾濫危険水位（危険水位）」に達した場合においては、水防管理者（町長）等に通知される情報について、一般に周知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

町長は、洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、近畿地方整備局及び府から河川の状況や今後の見通し等を受けるように努める。

### 3 水防警報の発表（淀川、桂川、水無瀬川）

- (1) 近畿地方整備局は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川（淀川、桂川）について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに府に通知する。通知を受けた府は直ちに水防管理者（町長）等に通知する。
- (2) 府は、管理河川のうち、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川（水無瀬川）について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、水防管理者（町長）等に通知する。
- (3) 水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動又は、出動準備させる。

### 4 水位情報の公表（水無瀬川）

府は、管理河川のうち水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。

### 5 浸水想定区域の指定・公表（淀川、桂川、水無瀬川）

- (1) 近畿地方整備局は、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、洪水時に避難が困難となる浸水深50cmを上回る時間の目安を示し、立ち退き避難（水平避難）の要否の判断に有用な情報となる「浸水継続時間」、一定の条件下において家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される「家屋倒壊等氾濫想定区域」を公表している。

○淀川水系浸水想定区域図（淀川の外水氾濫による浸水）

想定し得る最大規模の降雨は枚方上流域:360mm/24時間として作成されている。(平成29年6月14日公表)

- (2) 府は洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表している。

○水無瀬川浸水想定区域図（水無瀬川の外水氾濫による浸水）

概ね200年に1回程度起こる雨（水無瀬川流域の24時間雨量318mm）を想定して作成されている。

### 6 浸水想定区域の周知徹底

淀川、桂川及び水無瀬川が氾濫した場合に想定される浸水の範囲と想定される水深を示した「島本町洪水ハザードマップ（洪水避難地図）」を各世帯に配布・公表しており、必要に応じて更新する。特に浸水想定区域の住民に対しては、避難時期、避難場所、避難時の心得など、島本町洪水ハザードマップに記載している事項の周知徹底を図る。

### 7 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川

区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

## 8 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。この印刷物については上記6参照。

### ア 洪水予報、特別警戒水位到達情報の伝達方法

防災行政無線、電話、FAX、電子メール等の手段を用いてどのような伝達経路をもって住民への伝達を図るかということが想定される（出典：逐条解説 水防法）。

### イ 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

「浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて指定した洪水時の避難場所」、「洪水予報、特別警戒水位到達情報の伝達に用いる具体的かつ詳細な手段」、「避難経路」、「避難誘導體制」等を定めることが想定される（出典：逐条解説 水防法）。

### ウ 浸水想定区域内にある次の施設の名称と所在地

(ア) 要配慮者利用施設（主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの。

(イ) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

資料 1-58 浸水想定区域内にある施設等

(2) 上記(1)ウで名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報、特別警戒水位到達情報の伝達方法

(3) 上記(1)ウにより町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するようにする。

### ア 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

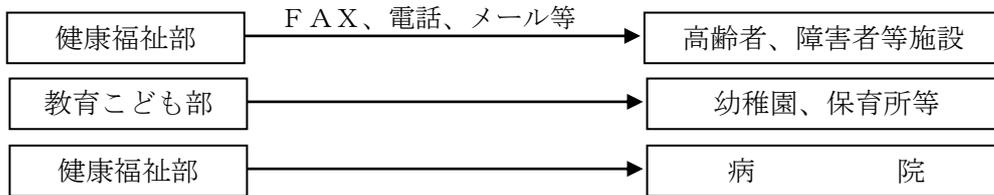
要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

### イ 大規模工場等の所有者又は管理者

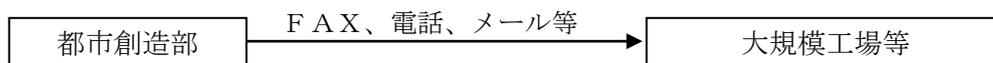
大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(4) 洪水予報、特別警戒水位到達情報の伝達方法（上記（2）対応）

ア 要配慮者利用施設



イ 大規模工場等



9 洪水リスクの開示（水無瀬川及びその他中小河川等）

(1) 洪水リスクの開示

河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深について、一般に周知する。

(2) 洪水リスクの周知及び利用

公表された洪水リスクをわかりやすく住民に周知するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じる。また、洪水時の円滑な迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際の参考とするとともに、ハザードマップ等の作成に当たっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。

※浸水想定区域図と洪水リスク表示図の相違点

例えば「水無瀬川浸水想定区域図」は、水防法の規定に基づいて作成されるもので、河川の計画規模（大阪府管理河川では100年に一度の規模が基本）の降雨を想定して、現状での浸水域、浸水深を表示している。

一方、「水無瀬川洪水リスク表示図」は大阪府独自のもので、様々な降雨（10年、30年、100年、200年に一度の規模の降雨）を想定し、現状及び治水対策実施後における浸水域、浸水深を表示している。

(3) 中小河川等のリスク情報の把握と周知

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川等についても、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

10 防災訓練の実施・指導

(1) 防災訓練の実施

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施することとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

(2) 要配慮者利用施設の防災訓練

ア 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理

者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。

イ 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

## 11 水防団の強化

府及び町は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間事業者、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

## 12 ため池の治水活用

町は、大阪府の指導に基づき、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うなど、その機能の保全を図る。

## 13 水防と河川管理等の連携

- (1) 町は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

## 14 水防活動に関する民間事業者等との連携強化

町管理河川に関する水防活動の委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努める。

# 第3 下水道等

## 1 現況と課題

本町の市街地は、道路、鉄道等により北東方向から南西方向に分断されているため、一部に排水不良を生ずる地区が見られる。

## 2 浸水対策事業の推進

淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の供用開始に伴い、水無瀬川右岸地区の浸水対策及び幹線水路の整備を行い、水無瀬川左岸地域の浸水対策を促進する。

# 第4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、町は関係機関の協力を得て、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の

備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

#### 1 現況と課題

本町の経営耕地面積は、市街化調整区域を中心に約25haある。うち、南東部の高浜地区、名神高速道路とJR東海道本線に挟まれた桜井地区については、豪雨時の排水対策を十分行う必要がある。

ため池は、1箇所が、要水防ため池として指定されている。

#### 2 ため池防災対策

- (1) 概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的に改修を進める。
- (2) 危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

#### 3 ため池の減災対策

ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

#### 4 農業用水路、排水施設の防災対策

農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

## 第6節 土砂災害予防対策

町及び関係機関は、土石流、崖崩れ等の土砂災害を未然に防止するため、危険箇所における災害防止対策を実施する。

### 第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

#### 1 基本方針

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

#### 2 土砂災害警戒情報等の収集

##### (1) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった際、町長が防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を収集する。

##### (2) 土砂災害の防災情報

土砂災害警戒情報を補足するための情報として次の情報を収集する。

- ア 全域危険度判定状況
- イ 地域危険度判定状況
- ウ 町内危険度判定状況
- エ 雨量観測所危険度判定状況
- オ 雨量レーダ情報

#### 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

町は、府が行う土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条・8条）について、協力する。

本町においては、土砂災害警戒区域が66区域（急傾斜地の崩壊49区域、土石流17区域）、土砂災害特別警戒区域が54区域（急傾斜地の崩壊45区域、土石流9区域）指定されている。

また、高槻区域（桜井5丁目・神内一丁目）においては、土砂災害警戒区域が5区域（急傾斜地の崩壊5区域）、土砂災害特別警戒区域が5区域（急傾斜地の崩壊5区域）指定されている。

##### ○土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

##### ○土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は財産に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域をいう。

#### 4 土砂災害防止対策の促進

町及び関係機関は、土石流危険渓流等の土砂災害危険地域における森林の保全や開発の

抑制等に努め水や土砂の急速な流出を防止するとともに、砂防事業の促進を図る。また、土砂・流木による被害の危険性が高い溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を促進する。また、急傾斜地等崖崩れのおそれのある区域については、崩壊防止のための対策事業を促進する。

## 5 住民への周知

がけへの亀裂が生じる等の異常現象が住民によって早期に発見されるよう、町は府と協力して、指定箇所・指定区域等における前兆現象の周知を図る。

## 6 パトロールの実施

町は、府と連携して定期的なパトロールの実施を行い、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握する。

## 7 警戒避難体制等

警戒区域毎に土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な情報伝達等の事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な避難訓練などの措置を講じる。

また、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。

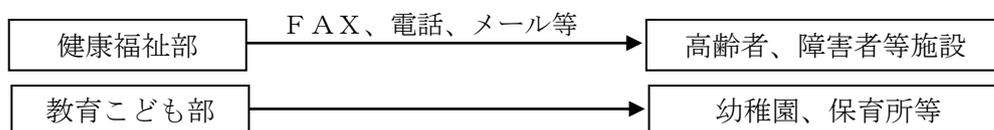
土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認を行う。

資料 1-59 土砂災害警戒区域等に係る要配慮者利用施設

## 8 土砂災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保

土砂災害警戒区域ごとに、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設に対して、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法（FAX、電話、メール等）を定める。



※土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所及びその周辺について、土砂災害警戒区域等が指定されていない地域においては、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講ずる。

## 第2 山地災害対策

### 1 現況と課題

本町には、山腹崩壊危険地区は25箇所、崩壊土砂流出危険地区は15箇所ある（平成21年4月1日現在）。山間地の集落及び山麓部の住宅地域への防災対策が必要である。

「山地災害危険地区」とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接およびおそれがある地区をいうものであり、林野庁7林野治第2914号（平成7年10月20日付）による「山地災害危険区域調査要領」により抽出された地区をいう。

山地災害危険地区には「山腹崩壊危険地区」、「地すべり危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」がある。

### 2 山地災害対策の推進

- (1) 土砂の流出や崩壊を未然に防止するため、治山事業を促進する。
- (2) 府と連携して、保安林における開発行為等の制限に努め、特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木となる危険性の高い溪流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

### 3 住民への周知

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、山地災害危険地区を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。

## 第3 宅地防災対策

### 1 現況と課題

宅地造成工事規制区域は1,337haが指定されている。今後の住宅開発においては、開発の規制・誘導等が必要である。

### 2 造成行為の指導

宅地造成工事規制区域内において、宅地造成に関する技術基準に適合するよう、開発事業者に対する指導を行う。

府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップの作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

また、町は府と連携し、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。

### 3 宅地防災パトロールの実施

災害発生のおそれがある場合は、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所に接す

る宅地を重点的にパトロールし、必要に応じて応急措置を講じるなど、災害発生を未然に防止するよう努める。

#### 4 造成宅地防災対策の推進

府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高め、宅地の耐震化を実施するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行い、町は府に情報提供を行うなど指定等の検討について働きかける。

町は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行なう。

## 第7節 危険物等災害予防対策の推進

消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行い、危険物等施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

### 第1 危険物施設災害予防対策

#### 1 現況と課題

本町の危険物施設は、40施設（平成31年3月31日現在）あり、各施設における安全対策の強化が望まれる。

#### 2 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱い者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

#### 3 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

#### 4 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

#### 5 啓発

危険物取扱い者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

### 第2 高圧ガス災害予防対策

高圧ガス法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

#### 1 現況と課題

本町には、高圧ガス保安法による許可事業所のうち、高圧ガス販売所は5事業所（平成26年3月31日現在）あり、各事業所における安全対策の強化が望まれる。

## 2 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

## 3 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

## 4 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である大阪府高圧ガス地域防災協議会や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

## 5 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

# 第3 火薬類災害予防対策

府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱い事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

## 1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

## 2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱い事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

## 3 自主保安体制の確立

- (1) 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱い従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

## 4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

# 第4 毒物劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

## 第5 放射線災害予防対策

町は、府及び関係機関と協力して、放射性同位元素に係る施設の設置者等に対し、施設の耐震・不燃化対策とともに、放射線防災に関する知識の普及など各種予防対策が講じられるように努める。

## 第2章 災害に備えた防災体制の確立

### 第1節 防災組織及び活動体制の整備

町及び防災関係機関は、自らの組織動員体制の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や資機材の整備、防災訓練の実施等を通じて、相互に連携しながら、総合的な防災体制の確立を目指す。また、町及び府は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用による役割分担の明確化、防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みの構築などを図る。

#### 第1 組織体制の整備

##### 1 平常時における防災対策を推進する組織体制

###### (1) 島本町防災会議

島本町防災会議は、島本町防災会議条例に基づき設置される組織で、町長を会長とし、地域防災計画の作成及び実施、災害時における情報収集等を行う。

###### (2) 庁内での体制

平常時から防災対策を推進するため、年度当初における防災組織体制の検討・確認をはじめとして、定期的または随時、組織体制、防災関連事業、防災活動等について会議等において検討し、防災対策の推進・強化を図る。

##### 2 災害時における活動組織体制

###### (1) 島本町災害対策本部

災害対策本部は、地域に大規模な災害が発生しその対策を必要とする場合、あるいは発生するおそれがあると認めた場合は、町長を本部長とし、災害対策にあたる。また、町と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

###### (2) 防災対策会議体制

ア 災害対策本部の設置に至らないが、気象予警報等で災害の発生のおそれがあると認められる場合は、防災対策会議を開催し、必要な配備体制を定め、情報収集等に当たる。

イ 防災対策会議の構成員は、総務部長、都市創造部長、消防長、総合政策部長、健康福祉部長、議会事務局長、上下水道部長、教育こども部長及び町長が必要と認める者とする。

##### 3 災害時における組織体制決定の基準

###### (1) 地震発生時

ア 観測した震度に応じて活動組織、動員体制を決定する。また、災害の状況等に応じて町長が決定する。

観測した震度	災害応急対策の体制	配備区分
震度6弱以上	災害対策本部	6次配備
震度5強		5次配備
震度5弱	防災対策会議	4次配備
震度4		3次配備

イ 震度の判定基準

- (ア) 勤務時間外においては、職員が自らテレビ・ラジオ・インターネット等によって地震情報を収集するものとし、大阪管区気象台が発表する島本町の震度（島本町の震度が発表されない場合は高槻市、茨木市、吹田市、摂津市、京都府大山崎町、京都府長岡京市の震度）のいずれかの震度（以下、単に「震度」という。）とする。
- (イ) 勤務時間内においては、総務部危機管理室長が府危機管理室からの情報、テレビ・ラジオ・インターネット等による大阪管区気象台からの情報を判断して震度を判定する。

(2) 風水害等

- ア 大雨、洪水、暴風のいずれかの警報が発表された場合及び気象予警報等によって、町長または総務部長が防災対策会議体制をとる必要があると認めた場合は防災対策会議体制をとる。
- イ 大雨特別警報、暴風特別警報が発表された場合や、大規模な災害が発生し、または発生が予測される場合は、町長は災害対策本部を設置し、防災対策に当たる。動員体制については町長が指示する。
- ウ その他、災害が発生し、または発生すると予想される場合は、町長は必要な体制及び動員体制を決定する。

## 第2 動員体制の整備

### 1 配備の基準

防災活動における配備基準は以下のとおりとする。

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
1次配備	ア 気象警報（大雨（浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪）が発令されたとき。 イ 気象注意報が発令され、かつ町としての対応が必要と判断した場合。	情報収集及び初期対応活動を実施する体制
2次配備	ア 大雨（土砂災害）警報が発表された場合。 イ 台風の接近に伴う気象警報が発表された場合。	軽微な応急対応及び住民への注意喚起を実施する体制
3次配備	ア 土砂災害警戒情報が発表された場合。 イ 気象警報が発令され、かつ水無瀬川の水位が1.00mを超えたとき。 ウ 気象警報が発令され、かつ淀川の水位が4.00mを超えたとき。 エ 道路冠水が確認された場合。 オ 震度4の地震を観測した場合。	応急対応及び避難者対応を実施する体制
4次配備	ア 小～中規模の災害が発生したとき又は、発生のおそれがあるとき。 イ 震度5弱を観測したとき。 ウ その他、町長が当該配備を指令するとき。	小規模又は中規模の災害応急対策を実施する体制

配備区分	配備時期	配備内容
5次配備	ア 当該規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 イ 震度5強を観測したとき。 ウ その他、町長が当該配備を指令するとき。	相当規模の災害応急対策を実施する体制
6次配備	ア 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ 大雨特別警報、暴風特別警報が発表されたとき。 ウ 震度6弱以上を観測したとき。 エ その他、町長が当該配備を指令するとき。	町の全力をあげて防災活動を実施する体制

## 2 配備体制及び配備人員

町長は、配備体制及び配備人員について、「島本町災害応急対策実施要領」に基づき、各年度当初に配備職員、連絡担当者を指名するとともにその名簿を作成する。

## 3 勤務時間内における職員連絡体制の確立

勤務時間内においては、危機管理室により、庁内放送及びしまもとタウンメール、電話、防災行政無線等により連絡する。

## 4 勤務時間外における職員連絡体制の確立

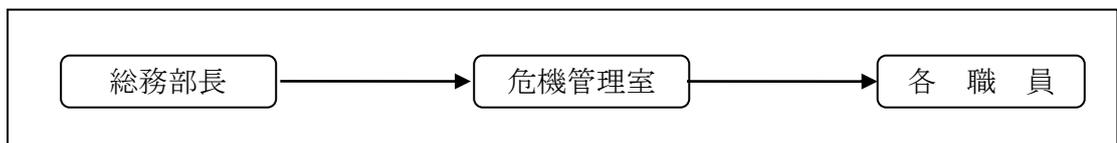
### (1) 連絡方法

勤務時間外における組織体制・動員体制は、町長ないし防災対策会議が判断し、総務部長及び消防本部から危機管理室を通じて各配備職員にメール等により連絡するものとする。危機管理室は、常に所属職員の住所・電話番号等の把握を行い、速やかに連絡が取れる体制を確立する。

地震の場合は大阪管区気象台の発表する震度により自動的に配備体制が定められるものであり、職員各自が自主的に参集するものとする。

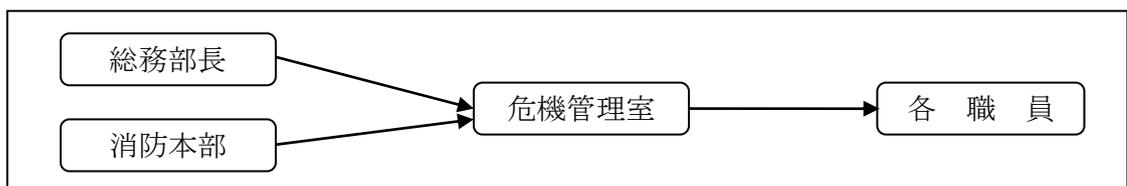
### 【勤務時間外における地震時の指令伝達】

職員各自の震度確認に基づき自主参集することを基本とし、しまもとタウンメールにより連絡が可能な場合は、次のとおりとする。



### 【勤務時間外における風水害時の指令伝達】

しまもとタウンメールにより連絡する。



(2) 参加場所の周知

参集場所は島本町役場地階第五会議室とするが、交通の途絶等により庁舎に参集できない場合等については、参集可能な地区防災拠点ないし避難所とし、その旨職員に徹底する。

## 第3 緊急時の防災要員等

勤務時間外における災害が発生した場合は、情報収集、連絡・伝達等を行う防災要員等を定め、迅速に情報の収集・伝達、災害応急対策活動の実施が行えるようにする。

### 1 防災要員

勤務時間外に災害が発生した場合、直ちに登庁し、情報の収集、連絡・伝達を行う要員を定めるものであり、防災対策会議の委員とする。

### 2 各部連絡担当者

防災要員は予め定めた災害時の連絡担当者を各部毎に1名選任する。

勤務時間外において災害が発生した場合、連絡担当者は、防災要員からの連絡等により、部内の動員対象となる職員に対し、配備の指示・確認を行うもので、連絡方法等を把握する。

また、災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部事務局等と所属する対策部との連絡にあたるものとする。

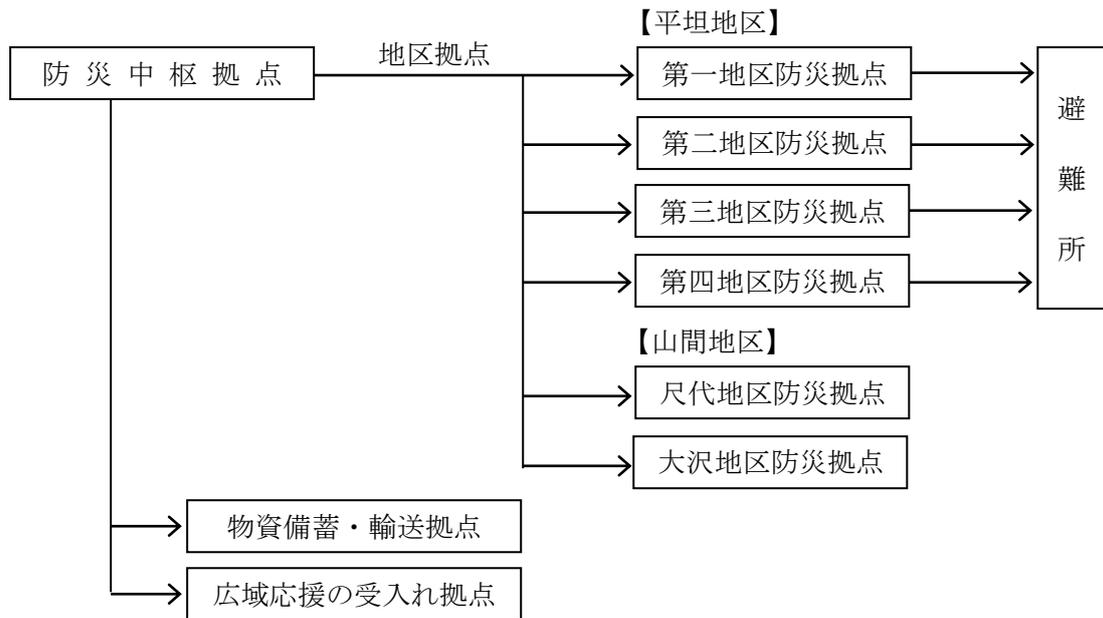
### 3 緊急時の避難所開設基準

勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合には、予め指定した各町立小学校の開錠担当職員は役場に参集せずに、町立小学校避難所の校門を開錠し、避難所の開設にあたるものとする。

## 第4 防災拠点の整備・充実

### 1 防災拠点の体系

本町は、山間部に位置する地区があることと、平坦部においても、鉄道、高速道路、河川(水無瀬川)により災害時に地域分断が生じるおそれがあるため、地区防災拠点を定め、それぞれの地区において防災用資機材の備蓄、通信機器等の整備を行い、災害時における迅速かつ適切な防災活動に努める。



## 2 防災中枢施設の整備・充実

町は、災害対策の中核となる町役場、ふれあいセンターは、非構造部材を含め耐震化、不燃化等、防災機能の向上を図るとともに、大規模災害時においても通信システム、上下水道等ライフラインの応急確保ができるシステム構築に努める。

また、救急救助活動、消防活動の拠点である消防本部は、非構造部材を含め耐震化、不燃化等、防災機能の向上を推進する。

## 3 地区防災拠点の整備

### (1) 平坦地地区

平坦部においては、町役場を拠点として防災活動を推進するものであるが、大規模な地震災害等においては、道路等の分断により迅速な応急対策が実施できないおそれがあるため、小学校区を単位として、防災用資機材等の備蓄を中心に状況に応じて地域の防災活動の拠点となるように整備する。

### (2) 山間地地区

尺代地区、大沢地区については山間地にあるため、道路の損壊等により孤立化するおそれの高い地区となっている。

そのため、避難所に指定されている公会堂において、情報通信機器の整備、防災用資機材の備蓄、食料・生活必需品等の備蓄を推進し、孤立時の災害対策に万全を期す。

## 4 物資備蓄・輸送拠点の整備

物資の輸送拠点として、水無瀬川緑地公園を位置づけるとともに、防災用備蓄倉庫の整備と物資の備蓄を行う。

## 5 広域応援の受入れ拠点の確保

大規模災害等における広域的な応援等の受入れは、水無瀬川緑地公園及びふれあいセンターで行うものとし、必要な資機材等の整備を図る。

自衛隊の受入れについては、水無瀬川緑地公園、淀川河川公園を想定する。

## 6 防災拠点間の連携の確保

町は、災害時に設置される府の防災拠点等との連携体制を確保するために、通信網の確保と利用方法の習熟に努めるとともに、交通ルートを複数確保し、災害時に備えるものとする。

また、地区防災拠点、物資備蓄・輸送拠点、広域応援の受入れ拠点については、中枢拠点である町役場及び拠点相互間の通信ネットワークを確保するとともに、複数の交通ルートを選定しておくものとする。

# 第5 防災用資機材等の確保

町は、応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するために必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

## 1 装備、資機材及び技術者等の確保

災害時に必要となる装備、資機材の整備に努めるとともに、関係団体と協定等を締結し、災害時の資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

## 2 防疫・衛生用資材の確保

被害の状況に応じた消毒を実施するために、必要な防疫用薬剤などの確保に努める。

## 3 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

## 4 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

# 第6 防災訓練等の実施

町をはじめ消防団等の関係機関は、地域防災計画の習熟、連携体制の強化及び住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た総合防災訓練、その他災害別訓練などを民間事業者等と連携しながら実施する。

実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

また、BCPの実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

## 1 総合防災訓練

「防災の日」や「防災週間」にあわせて、町は関係機関、住民、事業所等の参加を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合

的な防災訓練を実施し、災害時における防災活動の迅速かつ的確な実施を図る。

## 2 地域防災訓練

防災意識の高揚を目的に、町は自主防災組織、住民団体等の協力のもとに、地域の実情にあった防災訓練の実施を行う。

## 3 組織動員訓練

町は、勤務時間内において職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、連絡、非常参集について訓練を実施する。

## 4 通信連絡訓練

町は、平常通信から非常通信への迅速な切り替え、有線途絶時における無線通信機の取扱い操作、非常連絡先や通信内容の確認などについて訓練を実施する。

## 5 避難救助訓練

町は、関係機関、住民、事業所などの協力を得て避難の勧告・指示、誘導などが迅速に行われるよう訓練を実施する。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難誘導及び救出・救助や、医療・物資の輸送、給水・給食に関する訓練を実施する。

## 6 水防訓練

町は、関係機関と協力して、水防活動の円滑な実施を図るため、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の習得、避難などの訓練を実施する。

## 7 消防訓練

消防本部は、災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助などの訓練を実施する。

## 8 防災訓練に対する事後の検討等

町は、防災力をさらに向上するため、実施した防災訓練について参加各団体とともに問題点や課題を抽出し、これに対する改善方法等の検討・協議を行うよう努め、次回の訓練に反映させるよう努める。

# 第7 人材の育成

町は、防災体制の強化とあわせて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

さらに、町は、国及び府等が開催する町理事者及び幹部職員を対象とした研修への参加に努め、災害対応能力の向上を図る。

## 1 職員に対する防災教育

### (1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災に関する各種教材等の配布

- エ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知
- (2) 教育の内容
  - ア 島本町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制及び各自の役割
  - イ 非常参集の方法
  - ウ 気象、水象、地象その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別毎の特性
  - エ 過去の主な被害事例
  - オ 防災知識と技術
  - カ 防災関係法令の適用
  - キ 図上訓練の実施
  - ク その他必要な事項

## 2 初動期における災害応急活動体制の確立

災害時において迅速かつ的確な災害応急対策を行うために、地域防災計画の改訂等を踏まえ、職員初動マニュアルの周知を図る。

## 3 家屋被害認定を行う者の育成

災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、家屋被害認定担当者向けの研修等に参加する。

# 第8 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等の調査研究を実施し、円滑な災害復興が行えるよう、防災まちづくりに関する研究を推進する。

## 1 被害想定 of 調査研究

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定 of 調査研究を継続的に実施する。

なお、情報通信技術 of 発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICT of 防災施策への積極的な活用に努める。

## 2 災害復興 of まちづくり of 研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造密集市街地等が破壊的な被害を受けた場合、被災後の市街地 of 復興が円滑に進められるように、あらかじめ木造密集市街地等 of 整備 of あり方、整備手法、土地利用計画などについて住民とともに検討を推進する。

# 第9 広域防災体制等連携体制 of 整備

町、府及び関西広域連合をはじめとする防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、実効性 of 確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制 of 整備を図る。

### 1 府現地災害対策本部との連携

災害が発生した場合、災害の状況に応じて設置される府現地災害対策本部との連携・連絡体制について、その習熟・充実を図る。

### 2 広域的な応援体制の確立

大規模災害時においては、町単独での対応が困難と考えられることから、近隣市町との相互応援協定の締結を推進する。

応援を受けた場合の受入れ体制等についてはあらかじめ計画を作成するものとする。

### 3 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、大阪府「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携及び受入れ体制の整備を図る。

### 4 自衛隊との連携

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行えるよう、総合防災訓練等を通じて平常時から連絡体制の強化や災害派遣の要請手続きの明確化、派遣要請等の必要な手続き等の習熟を図る。

### 5 関係機関・民間団体等との連携

防災会議、総合防災訓練等を通じて関係機関・民間団体との連携・連絡体制の確立に努める。

また、防災用資機材、食料・生活必需品等、災害応急対策活動に必要な物資等の調達を要請する団体・業者に対しては、協定の締結とともに、定期的に物資等調達に関する訓練・確認等を行うものとする。

## 第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策

町は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

### 1 BCPの運用・見直し

南海トラフ巨大地震や有馬高槻断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、町の庁舎(建物・ライフライン等)や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、町は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、BCPを適切に運用し見直しを実施する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 町の行政機能が一部停止することによる住民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、町長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開を図る。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食糧や災害時にもつな

がりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。

- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

## 2 町の体制整備

### (1) 被災者支援システムの導入

町は、被災者支援システムの導入に努める。

### (2) 町における業務継続の体制整備

町は、BCP運用・見直しを図るなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

### (3) 相互応援体制の強化

町は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

### (4) 応援・受援体制の強化

町及び府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるように応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

#### ア 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

#### イ 計画に定める主な内容

##### (ア) 組織体制の整備

(イ) 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ

(ウ) 人的応援に係る担当部局との調整

(エ) 災害ボランティアの受入れ

(オ) 人的支援等の提供の調整

(カ) 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ

(キ) 人的・物的資源の管理及び活用

## 第11 事業者、ボランティアとの連携

町は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ実効性の確保に留意し民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。そのため、町は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を既に協定締結している1か所のほか把握を行う。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

## 第2節 情報収集伝達体制の整備

町は、災害発生時に、被害情報を収集するとともに、府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備を図る。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築する。

### 第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

災害発生時の情報体制を確保するため、平常時から、防災行政無線等の通信手段の整備を図るとともに保守管理を徹底する。

#### 1 防災行政無線などの整備・拡充

##### (1) 防災行政無線の整備

情報連絡体制の充実に向けて、防災行政無線の整備推進に努める。

ア 同報系システム

イ 移動系システム

##### (2) 消防無線の整備・拡充

##### (3) 衛星電話、地域FM、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備

##### (4) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

#### 2 通信システムの確保

災害に関する情報連絡などについて、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、非公開の外線番号を有する災害時優先電話回線や予備電源の確保を図る。

また、衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保する。

#### 3 職員連絡方法の確保

職員との連絡においては、緊急時における連絡体制を確保するため、あらかじめ各職員との連絡方法を確認しておく。

#### 4 大阪府防災情報システム及びLアラート等の利活用

災害状況を即座に把握するため、平常時から府防災情報システムを活用し、被害状況に応じた初動体制の確立を目指す。

また、Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送に、防災情報を伝達できるよう確認しておく。

## 第2 情報収集伝達体制の整備

町をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、洪水や土砂災害、地震などに関する警戒情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（個別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、公共情報コモンズ、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ、フルセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入や情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

町は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制を整備する。

### 1 連絡体制の確保

総務部危機管理室は、各年度当初に防災要員、各部連絡担当者を確認するとともに、各配備体制における動員対象職員を各課に確認する。

その結果に基づき、氏名、住所、電話番号等の連絡方法を明記した連絡体制表を作成し、関係者への配布、危機管理室での常備等により連絡体制を確保する。

### 2 情報機器等の利用方法の習熟

情報の収集・伝達を担うものは、勤務時間内においては総務部危機管理室職員、勤務時間外においては防災要員（防災対策会議の委員）であり、これらの職員においては、町の防災行政無線をはじめとして府防災行政無線、府防災情報システム等の情報機器の利用方法について、その習熟に努める。

## 第3 災害広報体制の整備

安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発を行う。

### 1 住民への情報提供体制

避難所となる公民館・学校への電話等の通信手段の整備及び避難行動要支援者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

### 2 住民への方法手段の周知

(1) 災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。

(2) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任する。

(3) あらかじめ、町役場、消防署、駅、避難所などの災害時情報拠点を設定し、住民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板などで広報する方法

を定めておく。

- (4) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- (5) 災害時における広報文案については、事前に準備するものとする。
  - ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位・放射線量等の状況
  - イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
  - ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
  - エ 要配慮者への支援の呼びかけ
  - オ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- (6) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

### 3 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

### 4 災害時の広聴体制の整備

住民などから寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見などに対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口の設置などの広聴体制の整備を図る。

### 5 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

## 第3節 火災予防対策の推進

火災の発生を防止し、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図るとともに、地域住民に対し消火器や地震発生時の火気取扱い等について啓発活動を推進する。

### 第1 建築物等の火災予防

#### 1 火災予防対策

##### (1) 査察・指導の強化

町及び消防本部は次により防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況の査察、指導を行う。

##### ア 予防査察の方法

学校、病院等、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物について、消防用設備、火気使用器具等の位置、構造及び管理の状況に関係法令、条例に基づいて検査するとともに、地震時における転落、落下物等による出火危険についても十分考慮し、火災予防上必要があると認める場合、又は、火災が発生すれば人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者等に対し必要な改善等を行わせるものとする。

##### イ 予防査察の実施

(ア) 管内の事業所等に対し、年間を通じ定期的に予防査察を実施し、常に防火対象物の状況を把握する。

(イ) 防火対象物の種類に応じ、失火危険時期等を考慮し通常の予防査察の他に緊急予防査察、特別予防査察を実施する。

##### (2) 防火管理制度の推進

学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下、「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

##### ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

##### イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

##### ウ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理 など

##### (3) 法令違反に対する措置

査察の結果、消防関係法令に違反し、かつ、是正されない事項について諸法令に照らし合わせて警告、命令、又は告発等違反処理を行い早期是正を図る。

##### (4) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

##### (5) 高層建築物の火災予防

高層建築物で火災が発生した場合、特に濃煙、熱気、有毒ガス等の充満等により、消防活動及び避難に支障をきたし、混乱を招くことが予想される。このため、次のような指導、調査及び処置をとり、火災の予防と被害の軽減を図る。

##### ア 防火対象物への指導

##### (ア) 消防用設備の設置及び維持管理の徹底

消防法で定める基準に基づき、消防用設備等の設置とその適正な維持管理を行うよう指導する。

(イ) 防火管理体制の徹底

建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、消防法の規定に基づき防火管理者を選任させ、当該防火対象物について、次の業務を行うよう指導の徹底を図る。

- a 地震被害等に対応した消防計画の作成と、それに基づく消火、通報及び避難訓練の実施
- b 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検整備
- c 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理、並びに収容人員の管理
- d 自衛消防組織の設置
- e その他防火管理上必要な業務

(ウ) 共同防火管理体制の確立

建物の管理について権限が分かれているものについては、消防計画の作成、その他防火管理上必要な業務に関する事項について協議し、共同防火管理体制を確立する。

(エ) 自衛消防組織の育成及び訓練の実施

自衛消防組織の育成を図り、通報、消火、避難誘導體制を充実強化するとともに、高層建築物における災害の特性、発生時の避難救助活動等について、定期的に訓練を実施する。

(オ) 非常用通信施設の整備充実

施設内の非常通報、消防機関等への通報設備の整備充実を図る。

(カ) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(キ) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

イ 調査及び処置

(ア) 建物の査察強化

消防法、建築基準法等の規定に基づく査察を強化するとともに、実態把握を行い、違法又は規定に適合しないものについては、所有者等に必要な改善措置を命じるなど、火災発生の防止と被害の軽減を図る。

(イ) 消防活動用機器の整備充実

高層建築物の火災等災害に対処するため、はしご車等特殊車両及び救助用機材の整備充実を図る。

(6) 自衛消防組織の設置指導

学校、病院、工場、事業所の建物で多数の者が出入りし、かつ、大規模なものの所有者等に対し、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織（消防法第8条の2の5）を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

## 2 啓発等

- (1) 春秋に全国一斉に実施される火災予防運動により、住民に対し防火意識の啓発を図る。
- (2) 震災時に多発が予想される出火危険を排除するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及を図る。
- (3) 一般家庭に対する防火診断を実施するとともに、住民に対し、出火防止や火気の取扱いなど防火知識の啓発、消火器具等の普及、住宅用防災機器の設置を推進するとともに、

地震発生時の火気使用器具の取扱い及び初期消火の方法について指導を行い、出火防止と初期消火の徹底を図る。

- (4) 住民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等の実施に努める。
- (5) 事業所における防火管理知識、消防用設備の維持管理等防火管理体制の強化を図るため、防火管理者及び危険物取扱い者、消防設備士等一般関係者に対する講習会、説明会、研究会等を行い、防火意識の向上を図る。  
また、自衛消防組織による訓練を実施して、事業所の防災機能強化、消防訓練を推進し、初期消火体制の充実を図る。

## 第2 林野火災予防対策

町、消防本部及び林野の管理者は、林野周辺の住民の安全確保と森林資源の保全を図るために林野火災予防対策を実施する。

### 1 出火防止のための対策

- (1) 住民、事業所に対する啓発活動の推進
- (2) 定期的な巡回活動の実施
- (3) 火入れ等の指導

### 2 林野火災用資機材の整備

林野火災が発生した場合の初期消火、延焼防止を図るために、必要な資機材の確保・整備を図る。

[消火作業機器等の整備]

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等作業用機器

## 第4節 消火・救助・救急体制の整備

大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実を図る。また、国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

さらに、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力を努める。

なお、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等に当たる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

### 第1 消防力の充実

#### 1 消防施設等の充実

町及び消防本部は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の充実に努める。また、消防庁舎の耐震化に努める。

#### 2 消防水利の確保

- (1) 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）及び府計画に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」に基づき、消防水利を配置する。
- (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。
- (3) 遠距離大量送水システムの整備など消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

#### 3 活動体制の整備

消防本部は、迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備を図る。

#### 4 消防団の育成・充実

町及び消防本部は、地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

##### (1) 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、女性や青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進の検討などにより、組織の強化に努める。

##### (2) 消防施設・装備の強化

消防団詰所やポンプ機庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団詰所につ

いては、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するために教育訓練を実施する。

(4) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

## 第2 広域消防応援体制の充実

消防に関する広域応援については、以下の協定等を締結しており、各消防機関との連携体制を強化するほか、受入れ体制の整備を図る。

- 1 高槻市、島本町消防相互応援協定
- 2 名神高速道路内の茨木市・島本町間における消防相互応援に関する協定書
- 3 大阪市・島本町航空消防応援協定
- 4 大阪府北ブロック消防相互応援協定
- 5 名神高速道路消防応援協定書
- 6 大阪府下広域消防相互応援協定
- 7 乙訓消防組合・大山崎町・島本町消防相互応援協定
- 8 乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災等消防相互応援協定

## 第3 市町村消防の広域化及び消防・救急無線の整備・拡充

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、市町村が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を推進する。

また、消防機関は、消防・救急活動における情報取扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図るため、消防・救急無線の整備・拡充を進める。

## 第5節 災害時医療体制の整備

町は、地域の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白から生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、医療救護体制を平常時から整備する。また、府及び関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施に努める。

### 第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

#### 1 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

##### (1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

##### ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

##### イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

##### (2) 考え方

ア 医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

#### 2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた被災地内と被災地外を含め、全ての医療機関で実施する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り府域外も含め、多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあつた適切な患者の搬送・受入れを行う。

## 第2 医師会等との協力体制の確立

### 1 救護対策本部の設置

高槻市医師会、高槻市歯科医師会及び高槻市薬剤師会は、町災害対策本部が設置されると同時に大阪府三島救命救急センターに救護対策本部を設置し、被災した住民に医療を提供する体制を確保する。救護対策本部は、高槻市医師会、高槻市歯科医師会、高槻市薬剤師会、高槻市健康福祉部、島本町健康福祉部、高槻市消防本部、島本町消防本部で構成する。

### 2 連絡窓口の確保

災害時における救護対策本部との円滑な連携体制の確保を図るために、平常時から高槻市医師会、高槻市歯科医師会、高槻市薬剤師会等と協力体制を形成するものとし、その窓口をいきいき健康課とする。

## 第3 災害医療情報の収集伝達体制の整備

### 1 広域災害・救急医療情報システムの活用

災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の入力操作等の研修や訓練に参加する。

また、町及び府、医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

### 2 連絡体制の整備

(1) 町及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

(2) 災害医療情報連絡員の確保

情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害時に設置される救護対策本部と連携して、医療機関の被害状況など地域における保健医療に関する情報を収集するため、あらかじめ災害医療情報連絡員を指名、確保する。

### 3 その他

(1) 町は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

(2) 各医療機関は、災害時優先電話回線の確保に努める。

## 第4 現地医療体制の整備

### 1 医療救護班の種類と構成

災害時における救護対策本部が派遣する医療救護班の種類等は次のとおりである。

(1) 災害派遣医療チーム（Disaster medical assistant team：DMAT）

災害発生後にDMAT本部の要請により地域災害医療センターである大阪府三島救命救急センターまたは大阪医科大学付属病院がDMATを派遣し、被害状況を早期に把握

するとともに、救護所等で主に現場救急活動を支援する。

(2) 医科医療班

高槻市医師会があらかじめ定めた名簿に従い医師、看護師等で医療救護班（医科医療班）を構成する。災害発生と同時に島本町ふれあいセンターに出向し、救護活動を行う。

(3) 歯科医療班

高槻市歯科医師会が派遣する歯科医師、歯科衛生士等で構成する。災害発生と同時に歯科救護所（高槻・島本夜間休日応急診療所及び高槻市立口腔保健センター）に出向し、救護活動を行う。

(4) 薬剤師班

高槻市薬剤師会が派遣する薬剤師で構成し、災害発生と同時に島本町ふれあいセンターに出向し、救護活動を行う。

## 2 受入れ体制の整備

(1) 島本町ふれあいセンターの整備

医療救護班を受入れ、医療救護所となる島本町ふれあいセンターについては、必要な資機材等の整備に努める。

(2) 医療救護班担当員の確保

災害時に医療救護班が派遣された場合は、各医療救護班に医療救護班担当員を配置するものとし、担当職員をあらかじめ指名、確保するとともに、必要となる事務等の職務内容について、高槻市医師会、高槻市薬剤師会と協議する。

## 3 救護所の確保

(1) 応急救護所

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置し、応急処置やトリアージを行う施設であり、必要な資機材等について、ふれあいセンターでの備蓄・確保を図る。

(2) 医療救護所

災害発生直後から中長期にわたって設置される救護所で、ふれあいセンター、学校の保健室における設置を想定し、その施設・設備の充実に努める。

## 4 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

(1) 町

医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

(2) 府

医療救護班の受入れ及び被災市町村への派遣調整を行う体制・窓口を整備する。

なお、医療救護班の受入れ・派遣調整に当たっては、府が委嘱した災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）と協議・調整しながら進める。

# 第5 後方医療体制の整備

## 1 災害医療機関の確保・整備

(1) 地域災害拠点病院

災害拠点病院は、重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資機材の備蓄機能、医療救護班の派遣機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する医療施設である。

大阪府三島救命救急センター、大阪医科大学付属病院が災害拠点病院に位置づけられ

ている。

(2) 町災害医療センター

町災害医療センターは、本町の医療救護活動の拠点となる医療施設であり、大阪府三島救命救急センターとする。

(3) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は、災害時における患者の受入りに協力する医療機関であり、町内では（医）清仁会水無瀬病院である。

(4) 広域搬送拠点臨時医療施設

府は、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、広域搬送拠点臨時医療施設を整備する。

## 2 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

# 第6 搬送体制の整備

災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

## 1 患者搬送

(1) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

(2) 広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送体制について関係機関との連携によりその確保に努める。

## 2 医療救護班の搬送

救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

## 3 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

# 第7 医薬品等の確保体制の整備

府、日本赤十字社大阪支部と連携して、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品及び医療用資機材の確保体制整備に努める。

# 第8 個別疾病対策

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の

確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

## 第9 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資機材等の応援要請がスムーズに進み、地域災害医療センター、町災害医療センター、災害医療協力病院をはじめ、高槻市医師会、高槻市歯科医師会、高槻市薬剤師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

## 第10 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

町、府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

## 第6節 緊急輸送体制の整備

### 第1 陸上輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備を図るとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路などの輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

#### 1 緊急交通路の選定

府警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。また、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路として「重点14路線」を選定する。

##### (1) 緊急交通路の選定基準

###### ア 広域緊急交通路（府選定）

(ア) 府県間を連絡する主要な道路

(イ) 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路

(ウ) 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

###### イ 地域緊急交通路（町選定）

広域緊急交通路と、町が選定した災害時用臨時ヘリポート、災害医療協力病院及び避難所などを連絡する道路

##### (2) 府が選定する広域緊急交通路

###### ア 名神高速道路

###### イ 国道171号（重点14路線）

##### (3) 町が選定する地域緊急交通路

地域緊急交通路については、概ね2車線の幅員が確保された町域全体の幹線道路となっている府道及び主要な町道を地域緊急交通路とする。

###### ア 府道西京高槻線

###### イ 府道柳谷島本線

###### ウ 府道伏見柳谷高槻線

###### エ 町道高浜桜井幹線

###### オ 町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線

###### カ 町道山崎2号幹線

###### キ 町道東大寺山崎2号幹線

###### ク 町道広瀬桜井幹線

###### ケ 町道水無瀬山崎幹線

###### コ 町道山崎1号幹線

###### サ 町道山崎8号線

###### シ 町道尺代若山台幹線

###### ス 町道尺代5号線

#### 2 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

また、交通関係施設について耐震性等防災性能を高めるとともに、災害時の道路交通管理体制を確立するものとする。

### 3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

緊急交通路をはじめとして、道路上の障害物の除去等応急復旧に必要な人材、資機材の確保に努めるとともに、建設業者との協力関係の確保を図る。

### 4 緊急交通路の周知

災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知を図る。

### 5 陸上輸送における緊急輸送体制の確立

#### (1) 輸送業者との協定締結等

町は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定締結に努めるとともに、危機管理室管理の車両の配備計画を作成する。

#### (2) 緊急通行車両の事前届出

町所有の車両のうち、緊急通行車両として使用する計画のある車両については、高槻警察署を経由して公安委員会に対し、事前届出手続きを行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

(3) 災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行う。

### 6 災害時における車両の移動

(1) 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保する必要があるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。

(2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。

(3) 道路管理者は、車両等を破壊することによって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。

(4) 町は、緊急通行車両の通行ルートを確保するため必要があると認めるときは、道路管理者または高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行う。

### 7 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

## 第2 航空輸送体制の整備

大阪市、自衛隊、警察等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポート及びヘリサインの整備を図る。

### 1 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

- (1) 地盤は、堅固な平坦地であること（コンクリート、芝生が最適）。
- (2) 地面斜度が6度以内であること。
- (3) 二方向以上からの離着陸が可能であること。
- (4) 離着陸時に支障となる障害物が周辺にないこと。
- (5) 車両等の進入路があること。
- (6) 離着陸のため必要最小限度の地積が確保できること。

#### 【必要最小限度の地積】

- ・大型ヘリコプター：100m 四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m 四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m 四方の地積

### 2 災害時用臨時ヘリポートの選定

本町における災害時用臨時ヘリポートを淀川河川公園及び水無瀬川緑地公園とする。

### 3 災害時用ヘリサインの整備

町は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

## 第3 公共交通機関による輸送の確保

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、公共交通機関各社は、平常時から防災体制の確立に努めるものとする。

### 1 各鉄軌道会社

鉄軌道各社は、災害発生時における乗客の避難、災害発生直後の被害状況及び安全点検を行うための人材の確保、応急復旧のための資機材が確保されるように努めるものとする。

### 2 各乗合旅客自動車会社

乗合旅客自動車会社各社は、災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図るように努めるものとする。

## 第4 交通規制・管制の確保

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

## 第7節 避難受入れ体制の整備

災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するとともに、避難所機能の充実を図る。

さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

### 第1 避難場所、避難路の指定

避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知する。

なお、指定緊急避難場所については、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底を図るものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底するものとする。

#### 1 火災時の避難場所及び避難路の指定

##### (1) 一時避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難場所として指定する。

<b>一時避難場所</b> 学校グラウンド、都市公園等 (13箇所、73,890 m <sup>2</sup> )
--

##### (2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人あたり概ね1m<sup>2</sup>以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2m<sup>2</sup>以上の避難有効面積を確保できること）

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地（ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。）

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（イに該当するものを除く。）

#### 広域避難場所

淀川河川公園、水無瀬川緑地公園（概ね10ヘクタール以上の空地）

公園面積合計 約70,000㎡

受入れ可能人数 約23,000人（利用可能面積を1/3、一人当たり必要面積を1㎡とする）

※想定される罹災者11,384人の収容が可能

#### (3) 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

#### 避難路について

本町の場合、16m以上の幅員のある道路に乏しく、かつ主要な道路は緊急交通路に指定されているため、避難路は緊急交通路と重複をせざるを得ない。

そのため、将来の道路改良などの事業により総合的な避難路の確保・整備を推進するものとし、当面、緊急交通路を避難路と想定し、火災時における避難路の利用においては、高槻警察署、消防本部と協力して、自主防災組織の応援を求めながら、避難時の交通規制等により、安全な避難の確保を図るものとする。

## 2 その他の避難場所及び避難路の指定

浸水、土石流及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

避難場所・避難路の指定にあたり、町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、日頃から周知を図る。なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害ハザードマップ等により日頃から周知する。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

#### (1) 避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

#### (2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

## 第2 避難場所、避難路の安全性の向上

関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路は、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

### 1 一時避難場所

- (1) 避難場所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

### 2 広域避難場所

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

### 3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置

## 第3 避難所の指定・整備

地域的な特性や過去の災害教訓、想定される災害等を踏まえ、住家の全壊、全焼、流失等によって避難を必要とする住民を臨時に受入れる指定避難所の指定、整備を図る。また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

### 1 避難所の指定

指定避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- (1) 公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底を図るものとする。
- (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するも

のとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- (4) 指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

#### 指定避難所

指定避難所数：34施設

受入れ可能人数合計：約6,300人（避難者1人当たり1.65㎡）

※想定される避難所生活者数3,328人に対応できる。

## 2 避難所の整備

- (1) 要配慮者に配慮した施設整備等

施設管理者と協力して、避難所における福祉的整備を以下の基準により、その整備等に努める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府等と連携し必要な人員を確保する。

ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障害者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項等に基づいた整備改善

イ 福祉仕様のトイレの設置

ウ 避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープなど）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障のないように配慮

エ 日常生活用具等、備品の備蓄

- (2) 必要設備・機器の整備

避難場所において、食料、生活必需品等の備蓄倉庫、情報収集に必要な通信施設等の整備を推進する。

- (3) 生活用水の確保

避難所での生活用水などが確保されるよう、避難所における耐震型貯水槽の設置、小学校及び中学校の既存プールの改修、耐震強化に努める。

## 3 福祉避難所の指定

町は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

これらの施設においては、災害時における避難受入れが行えるように、施設管理者と協力して施設・設備の充実及び受入れ体制の確保に努める。

福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保を図る。

#### 4 避難所の管理運営体制の整備

避難所の管理運営を円滑に行うため、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、避難所の開設及び管理運営について以下の事項を定めた管理運営マニュアルの作成に努め、管理運営体制を整備するとともに、定期的な訓練を行う。また、マニュアルの作成、訓練等を通じて住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及を図る。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。

- (1) 避難所の開設方法  
勤務時間外における開設方法等について開設担当職員を定める。
- (2) 管理責任者の明確化  
避難所毎の管理責任者を明確にする。
- (3) 災害対策本部との連絡体制  
避難所と災害対策本部との連絡方法を定める。
- (4) 自主防災組織、住民団体による運営体制の確保と運営方法等  
避難所における運営は、避難所に避難した住民を中心として行われるものとし、訓練等によりその周知徹底を図る。

### 第4 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備

町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発を図る。

#### 1 避難勧告等の区分

洪水、浸水等が予想される状況において、災害から住民の安全を確保するために、災害対策基本法に基づく避難の勧告・指示（緊急）とともに、避難準備・高齢者等避難開始を設け、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者の避難における安全の確保を図るものとする。

なお、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）（気象庁が発表）	
警戒レベル2	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨注意報・洪水注意報（気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意情報</li> <li>・洪水警報の危険度分布（注意）</li> <li>・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）</li> </ul>

第2編 災害予防計画

第2章 災害に備えた防災体制の確立

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)
警戒レベル3	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>	<p>避難準備・高齢者等避難開始(市町村が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫警戒情報</li> <li>洪水警報</li> <li>洪水警報の危険度分布(警戒)</li> <li>大雨警報(土砂災害)</li> <li>土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)</li> </ul>
警戒レベル4	<p>全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> </ul> <p>&lt;市町村から避難指示(緊急)が発令された場合&gt;</p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> <li>避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	<p>避難勧告、避難指示(緊急)(市町村が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険情報</li> <li>洪水警報の危険度分布(非常に危険)</li> <li>土砂災害警戒情報</li> <li>土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険)</li> <li>土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※1</li> </ul>
警戒レベル5	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	<p>災害発生情報(市町村が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫発生情報</li> <li>(大雨特別警報(浸水害))※2</li> <li>(大雨特別警報(土砂災害))※2</li> </ul>

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示(緊急)」のみ発令する。

- 注2 市町村は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。
- 注3 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注4 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 注5 ※1 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。
- 注6 ※2 の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

## 2 避難勧告等の判断基準の作成

洪水や土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定できるよう「避難勧告等ガイドライン（内閣府）」などを活用し、「島本町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を更新する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、町は、国〔国土交通省〕及び府と連携し、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

また、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町域をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

## 3 伝達内容等の整備

避難勧告等を発令する場合は、次の事項を明らかにして伝達するものとする。

- (1) 発令に至った水位、雨量等の状況
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難場所及び避難経路

## 4 マニュアルの作成と住民への周知徹底・意識啓発

避難勧告等の判断基準、住民への伝達内容等については、災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にし「島本町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」として整備し、住民及び町職員、関係団体等にその周知徹底を図る。

特に、避難勧告や避難指示（緊急）、災害発生情報が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを住民へ平時から周知しておく。また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発を図る。

なお、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

## 第5 避難誘導體制の整備

### 1 案内標識等の整備

避難場所、避難路等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から住民への周知を図る。

### 2 避難誘導體制の整備

災害発生後（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）、被災者を速やかに指定緊急避難場所や指定避難所へ避難誘導することは人命の確保につながるものであり、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織や民生委員児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

### 3 避難行動要支援者支援プランの作成と避難誘導體制の確立

避難行動要支援者の避難誘導については、避難行動要支援者の同意と、消防団、自主防災組織、自治会等の団体との連携・協力の下に、

- ・地域としての避難行動要支援者の避難支援の方法
- ・個々の避難行動要支援者の状況に応じた避難プラン

などを明確にした「避難行動要支援者避難支援プラン」を作成し、避難行動要支援者の避難誘導體制の確立を図る。

### 4 学校、社会福祉施設等における避難誘導體制の確立

- (1) 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時における避難誘導體制を定め、防災訓練等によりその周知徹底を図る。特に、土砂災害、浸水のおそれのある区域内に立地する学校・社会福祉施設等においては、災害時における「避難計画」を作成し、その周知徹底を図るものとする。
- (2) 学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。
- (3) 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・

保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

#### 5 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、町は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

## 第6 広域避難体制の整備

円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

## 第7 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入れ体制を整備する。本町はこれに協力し、受入れ体制を整備する。

## 第8 応急危険度判定体制の整備

住民の安全確保を図るため、府及び建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の2次災害を防止するための危険判定体制を整備する。

### 1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

- (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録への協力  
府及び建築関係団体が行う応急危険度判定講習会の開催及び応急危険度判定士の養成、登録に協力する。
- (2) 実施体制の整備  
判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。
- (3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発  
府及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるように、広報誌等を通じて普及啓発を図る。

### 2 被災宅地危険度判定体制の整備

- (1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録への協力  
府及び建築関係団体が行う危険度判定講習会の開催及び被災宅地危険度判定士の養成、登録に協力する。
- (2) 実施主体の整備  
被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

## 第9 応急仮設住宅等の事前準備

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備を図る。

### 1 建設候補地の事前選定

あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を図る。

### 2 建設候補地

応急仮設住宅の建設候補地は、水無瀬川緑地公園及び学校グラウンドとする。必要仮設住宅建設面積は、被害想定調査によると2.4ヘクタールとなっている。水無瀬川緑地公園の1/2と、各学校のグラウンド面積の合計は約6.7ヘクタールであり、必要面積は確保されている。

なお、建設を行う場合は以下の順位とする。

- (1) 水無瀬川緑地公園
- (2) 小学校・中学校の運動場
- (3) 民間の遊休地

### 3 高齢者・身体障害者に配慮した住宅の確保

府と協力して高齢者や障害者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう推進する。

## 第10 斜面判定制度の活用

土砂災害から住民を守るために、府と府砂防ボランティア協会等が協力して行う斜面判定制度の活用を推進する。

### 1 実施主体の整備

関係機関との連携によって、斜面判定制度の活用を図る。

### 2 斜面判定制度の普及啓発

府及びNPO法人府砂防ボランティア協会等と連携し、斜面判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報誌等を通じて普及啓発に努める。

## 第11 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備を図る。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

府は、町における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、町に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

## 第8節 避難行動要支援者支援体制

高齢者や障害者、乳幼児や妊産婦、日本語を十分理解できない外国人等は、災害時に自らが適切な行動がとりにくいため被害を受けやすい。

これら避難行動要支援者の安全保護のため、施設及び地域社会の協力のもとに、対象者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等の施策を推進する。また、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備を図る。

### 第1 社会福祉施設等における対策

#### 1 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した総合的な防災計画を策定する。

被災時における施設利用者支援の確保のため、府内や他の府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れの他、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するように努める。さらに、施設等の被災状況を町等に報告する体制を確立しておく。

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とするものが利用する施設については、「災害時避難マニュアル」内に「避難行動要支援者支援施設リスト」を作成し、当該区域ごとの情報収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他該当区域における災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

#### 2 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように各施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。また、訓練により、防災計画の有効性の確認を行い、必要に応じて見直すものとする。

#### 3 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。併せて施設の耐震化を進める。

#### 4 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者や通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。常に、施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりをする。

#### 5 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

#### 6 要援護高齢者、障害者等の受入れ

各施設及び介護保険事業所の管理者は、避難所での生活が困難な要援護高齢者、障害者

等の積極的な受入れ体制の整備に努める。

## 第2 在宅の要援護高齢者、障害者等に対する支援

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、町等が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

### 1 用語の定義

#### ○要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者。

#### ○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

#### ○避難支援等関係者

消防機関、警察、民生委員、島本町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

#### ○避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。

### 2 避難行動要支援者名簿について

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、次のとおり定められた。

- 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、町においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

### 3 避難行動要支援者名簿の作成と更新

#### (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（改正災対法第49条の10第1項）

ア 単身の世帯に属する65歳以上の者であって、次のいずれかの要件に該当する者

- (ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けていて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護1又は要介護2のいずれかであること。

- (イ) 介護保険法第19条第2項の規定による要支援認定を受けていて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第1項に規定する要支援1又は要支援2のいずれかであること。
- イ 介護保険法第19条第1項の規定による要介護認定を受けていて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5にいずれかである者
- ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が2級以上の者（下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は3級以上）
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者
- オ 療育手帳制度により交付される手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAである者
- カ 大阪府が発行する特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者
- キ 大阪府が発行する小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている者
- ク 母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条の規定により、母子健康手帳の交付を受けている者
- ケ 同一世帯に2歳未満の乳幼児がいる家庭に属する者
- コ 日本語の理解が十分でない者
- サ ア～コに掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要することが認められ、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者
- ※ 社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む。）を優先する。
- (2) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法（改正災対法第49条の10第1項）
- ア 上記（1）の基準ア～オ及びクに該当する者
- 島本町個人情報保護条例（昭和60年条例第2号）第12条収集の制限及び第13条目的的外利用の制限の例外規定に基づき、以下の台帳により避難行動要支援者情報を収集する。
- (ア) 住民基本台帳
- (イ) 介護保険受給者台帳
- (ウ) 身体障害者手帳交付台帳
- (エ) 療育手帳交付台帳
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳交付台帳
- (カ) ひとり暮らし高齢者台帳
- (キ) 母子健康手帳交付台帳
- (ク) その他必要と認められる台帳
- イ 上記（1）の基準カ、キ、ケ、コ及びサについて
- 広報誌への掲載などを利用して、避難行動時に支援が必要な方本人からの情報の収

集を図る。

ウ 町は、基準に該当する方を搭載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、以下の情報を収集し、名簿情報として避難行動要支援者名簿に記載する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所
- (オ) 電話番号
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 自治会など

### (3) 避難行動要支援者名簿の更新

#### ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

#### イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

#### ウ 避難行動要支援者名簿の管理

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報を適切に管理する。

## 4 避難支援等関係者となる者（改正災対法第49条の11第2項）

避難支援等関係者となる者は、民生委員児童委員協議会、自主防災組織、自治会、島本町社会福祉協議会、警察機関とする。

なお、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、例えば支援者が避難支援に向かった先で、避難行動要支援者が支援を受けることを拒んだ場合などに、当該要支援者に対して避難するよう説得するような役割まで求めるものではない。

## 5 避難支援等関係者への事前の避難行動要支援者名簿情報の提供（改正災対法第49条の11第2項）

- (1) 避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難支援などの実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた方及び自ら避難支援を希望し個人情報の提供に同意した方の名簿情報を、避難支援等関係者に提供する。
- (2) 避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、町は、避難行動要支援者名簿登載者に対して、制度の趣旨及び避難支援等関係者への名簿情報提供についての同意書を送付するなどして理解を得るとともに同意確認を行う。
- (3) 同意が得られない避難行動要支援者については、事前の名簿情報の外部提供はしない。
- (4) 町は、現に災害が発生、又は災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者名簿登載者の生命又は身体を保護する必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支援に活用すべく、避難支援等関係者に提供できる。

## 6 避難行動要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置（改正災対法第49条の12）

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずる。

町は、地域向けに個人情報の取扱いに関するリーフレット等を作成・配布するとともに、情報管理体制の確認や、必要に応じてアドバイスを行うなど、個人情報の保護が十分に図られるよう、その周知と働きかけを行う。

- (1) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (2) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。
- (3) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (4) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- (7) 名簿情報の取扱い状況を報告させること。
- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

## 7 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（改正災対法第56条）

### (1) 避難準備情報等の発令・伝達での配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難準備情報等の発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること。

イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

### (2) 多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、防災行政無線やメール配信サービス、広報車など、さまざまな媒体を活用し、避難準備情報などの情報を発信する。

また、情報などが住民全員に確実に届くように、電話連絡や直接訪問など、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

<情報伝達の例>

聴覚障害者

- ・FAXによる災害情報配信

- ・聴覚障害者用情報受信装置
- 視覚障害者
- ・受信メールを読み上げる携帯電話
- 肢体不自由者
- ・フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- その他
- ・メーリングリスト等による送信
  - ・字幕放送
  - ・解説放送（副音声や2ヵ国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）
  - ・手話放送
  - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のインターネットを通じた情報提供

## 8 避難支援等関係者の安全確保（改正災対法第50条第2項）

### （1）避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、そのため、町等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

### （2）避難支援等関係者等の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

## 9 避難行動要支援者の情報把握

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や島本町社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

## 10 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、島本町社会福祉協議会、自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

## 11 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

## 12 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

## 13 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、

島本町社会福祉協議会、自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

### 第3 福祉避難所の指定

府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定に努めるとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

### 第4 外国人に対する支援体制整備

町は、町内在住外国人と外国人旅行者等では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、町内在住外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等を行うとともに、府等と連携し来阪外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトを通じて発信するなど、外国人に配慮した支援に努める。

また、町は、府及び大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、避難所の運営において多言語支援ができるよう、災害時通訳・翻訳ボランティアの育成、確保に努める。

### 第5 その他の要配慮者に対する支援

避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮する。

### 第6 要配慮者への一般的対策

#### 1 防災についての指導・啓発

広報等により要配慮者をはじめとして、家庭、地域住民に対する啓発を行う。

##### (1) 要配慮者及びその家族に対する指導

- ① 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- ② 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日頃からコミュニケーションを図る。
- ③ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

##### (2) 地域住民に対する指導

- ① 自治会等において、地域住民の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- ② 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
- ③ 地域防災訓練等には要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

#### 2 誘導標識や案内板等の整備

避難所の案内板等の設置等広報活動を検討する。

**3 情報連絡手段の整備**

防災上、情報入手が困難な視覚障害者などへ、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備を進める。

**4 安全機器の普及促進**

防災上、介助支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、緊急通報システムの活用や防災機器の普及を促進する。

**5 手話通訳・要約筆記等のボランティアの確保**

災害発生時に各拠点の避難所に手話通訳・要約筆記等のボランティアを派遣できるようボランティアセンター等の協力を得て、ボランティアの確保に努めるものとする。

## 第9節 緊急物資確保体制の整備

災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

### 第1 給水体制の整備

府、大阪広域水道企業団と協力して発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように体制の整備に努める。

#### 1 応急給水拠点などの整備・充実

- (1) 浄水場、配水場を災害時の給水拠点として整備を図るとともに、非常用飲料水（ボトル水等）の備蓄を図る。
- (2) 給水タンク積載車による応急給水体制の整備を図る。
- (3) 被害の状況に応じて、町内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。
- (4) 応急給水マニュアルの整備

#### 2 応急給水用資機材等の整備

給水タンク、応急給水栓、非常用飲料水袋などの応急給水用資機材の整備・充実を図る。

#### 3 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、町、府及び大阪広域水道企業団は相互に協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。

#### 4 井戸水による生活水の確保

大規模な地震等の災害が発生し、水道の給水が停止した場合に、井戸水を近隣の生活用水として利用するため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活水の確保を図る。平成31年3月31日現在、町域の登録井戸数は5である。

## 第2 食料・生活必需品の確保

### 1 重要物資の備蓄

町と府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、町と府で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

備蓄品目	算出式
食料	避難所避難者数×3食×1.2(注)。 (注)1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。
育児用調整粉乳 (乳アレルギーに対応したものを含む。)	避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×130g/人/日。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×1本(注)/人。 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※町は、必要数分(100%)、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚/人/日。
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日。
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、町はBOX型(マンホールトイレ等含む。)、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52%(12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日。
トイレットペーパー	避難所避難者数×7.5m/人/日。
マスク	避難所避難者数×1.8%。

※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

## 2 その他の用品の確保

- (1) 精米、即席麺等の主食
- (2) 液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)
- (3) ボトル水等の飲料水
- (4) 野菜、漬物、菓子類等の副食
- (5) 被服(肌着等)
- (6) 炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)
- (7) 光熱用品(LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- (8) 日用品(石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)
- (9) 医薬品等(常備薬、救急セット)
- (10) 仮設風呂・仮設シャワー
- (11) 簡易ベッド、間仕切り等
- (12) 要配慮高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等(車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等)
- (13) 棺桶、遺体袋等

## 3 民間業者との協定締結の推進

災害時における食品、生活必需品を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、民間業者などと調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

## 4 備蓄・供給体制の整備

災害が発生した場合、危険分散を図り、また迅速に備蓄品を使用できるよう、分散備蓄などの体制整備を図る。必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

- (1) できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (2) 備蓄物資の点検及び更新
- (3) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (4) 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）
- (5) 町の物資拠点等から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

#### 5 住民における備蓄の推進

最低限の水（1日1人あたり3リットル）と食料、衣類などは、避難に際して非常持ち出し品として用意しておくなど、各人が必要な当座の物資は自分たちで確保しておくよう周知する。

## 第10節 防災営農技術の普及促進

町及び関係機関は、災害による農作物等の被害（病虫害を含む。）の減少を図る防災営農を推進するため、防災営農技術の末端への浸透に努めるとともに、府の援助を得て指導体制の確立と、その普及に努める。

#### 1 指導体制の確立

防災営農技術等を末端農家へ迅速に伝達し、防災営農を推進するため、町及び農業協同組合は、農家の指導体制を確立するとともに、関係機関及び団体との連携を図り、防災営農技術の末端への浸透に努める。

#### 2 営農技術の確立及び普及

防災営農技術の確立を図るとともに、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及に努める。

#### 3 畜産対策

家畜伝染病の予防については、平素から畜産農家にその指導を行うとともに、国の防疫方針に基づく府の指示に従い、これに協力してまん延防止に万全を期する。

## 第11節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

町は、府及び防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

#### 1 第四次地震防災緊急事業五箇年計画

避難地や避難路、消防用施設などの整備等であって、主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

#### 2 地震防災上必要なため池の整備

府及び防災関係機関等と協力し、避難路、緊急輸送路として必要な道路の確保又は人家の地震防災上、改修等が必要なため池を計画的に整備するものとする。

## 第12節 帰宅困難者対策

大地震により交通機能等が麻痺した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が町内においても発生することが予想される。

このため、帰宅困難者に対する情報提供や徒歩帰宅支援等について、府及び関係機関と連携を図りながら、帰宅困難者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組むなど、その対策を検討する。

なお、具体的な対策については、国、府、町、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

### 1 帰宅困難者対策の普及啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府と連携して、企業等に対して次のことをについて普及啓発を行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- (3) 企業等内に滞在するために必要な備蓄物資の確保
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- (6) 施設利用者等の誘導體制の整備
- (7) これらを確認するための訓練の実施

### 2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生、または地震等により、線路上に電車が停車し、乗客が降車することによる混乱を軽減するため、平常時から連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

滞留者の受入れ先については、ふれあいセンターに加え、近隣施設を避難所として開設するなど対応策の検討を行う。

### 3 徒歩帰宅者への支援

#### (1) 給油取扱い所における帰宅困難者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱い所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

#### (2) コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、

## 第2編 災害予防計画

### 第2章 災害に備えた防災体制の確立

次のような支援を行う。

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

## 第3章 地域防災力の向上

### 第1節 防災意識の高揚

府、町をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施に当たっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

#### 第1 防災知識の普及と意識啓発

府、町をはじめ防災関係機関は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

##### 1 普及啓発の内容

###### (1) 災害の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、災害の態様や危険性
- イ 各関係機関の防災体制及び講じる内容
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識
- キ 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ク 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

###### (2) 災害への備え

- ア 1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活必需品の備蓄
- イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備
- エ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- オ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ル

ールの取り決め等)の確認

- カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- キ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- ク 地震保険、火災保険の加入の必要性
- ケ 警報等発表時や避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始といった避難情報の発令時にとるべき行動
- コ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

### (3) 災害時の行動

- ア 緊急地震速報を見聞きした場合を含む身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合を含む地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- オ 避難行動要支援者への支援
- カ 初期消火、救出救護活動
- キ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- コ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- サ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

## 2 普及啓発の方法

### (1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報誌及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ(インターネット)を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成に当たっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障害者・聴覚障害者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

### (2) 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

- ア 講演会、防災展等の開催
- イ 映画、スライド上映会の開催
- ウ 住民参加型防災訓練の実施
- エ 地域社会活動の促進・活用

## 第2 学校教育・社会教育における防災教育

防災の手引きを作成し、園児・児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、府及び町は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育を実施する。

## 1 教育の内容

- (1) 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- (2) 気象予警報や避難情報等の意味や防災情報の正しい知識
- (3) 緊急地震速報を見聞きした場合を含む身の安全の確保方法、家族・学校との連絡方法
- (4) 避難場所・避難路・避難所の場所
- (5) 災害等についての知識
- (6) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

## 2 教育の方法

- (1) 防災週間等における訓練の実施
- (2) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (3) 特別活動等を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用
- (5) 防災関係機関との連携
- (6) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- (7) 自主防災組織、ボランティア等との連携

## 3 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

## 4 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

## 5 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立を図る。

## 6 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

## 7 消防団等による防災教育

町は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう支援する。

### 第3 事業所における防災知識の普及

大規模災害時における町及び防災関係機関や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識が高揚されるよう、事業所単位での防災マニュアル等を作成するよう啓発に努める。

### 第4 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

## 第2節 自主防災体制の整備

住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

### 第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、町は、高齢者や障害者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行う。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定に当たっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進する。

なお、町は、町地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、町に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

## 第2 地域組織の育成

町内会や自治会等を単位として、自主防災組織の結成を促進する。その際、組織リーダーを育成する防災委員制度の制定・導入を図る。また、消防団や民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障害者、女性、子どもたちの参画を促進する。

### 1 活動内容

#### (1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固

- 定、建物や塀の耐震診断など)
- ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・避難所開設運営・炊き出し訓練など）
- オ 復旧・復興に関する知識の習得
- (2) 災害時の活動
  - ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
  - イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
  - ウ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
  - エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報などの住民への周知など）
  - オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
  - カ 避難所の自主的運営

## 2 育成方法

町は、地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る下記の取組みを行う。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (6) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

## 3 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、少年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

# 第3 事業所等での組織育成

## 1 事業者の自主防災体制の整備

事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

- (1) 啓発の内容
  - ア 平常時の活動
    - (ア) B C Pの作成・運用
    - (イ) 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
    - (ウ) 災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
    - (エ) 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）

- (オ) 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- (カ) 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

イ 災害時の活動

- (ア) 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
- (イ) 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- (ウ) 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- (エ) 情報伝達（地域内での被害情報の町への伝達、救援情報などの周知など）
- (オ) 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

(2) 啓発の方法

町は、経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- ア 広報誌などを活用した啓発
- イ 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- ウ 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- エ 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

## 第3節 ボランティアの活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、町、府は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、町、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、島本町社会福祉協議会、NPO・ボランティア及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアの援助活動が被災者のニーズに応じて円滑に行われるよう必要な環境整備を図る。

### 第1 受入れ体制の整備

#### 1 受入れ窓口の整備

災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うため、災害時においては福祉推進課・いきいき健康課の協力のもとに、島本町社会福祉協議会が受入れ窓口を設置するものとし、窓口運営が円滑に執り行われるよう、必要な環境整備を行う。

#### 2 連携体制の整備

災害時に迅速にボランティアを受入れ、活動の調整が機能するよう、平常時から町内のボランティア組織などへの協力依頼に努める。

#### 3 事前登録への協力

災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行われるよう、大阪府が行う事前登録に協力する。

#### 4 情報共有会議の整備・強化

府及び町は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

### 第2 人材の育成

#### 1 人材の育成

ボランティア活動のリーダーの養成、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの支援に努める。

#### 2 啓発活動

防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月）の諸行事を通じ、ボランティアの意識の高揚などを図る。

### 第3 活動支援体制の整備

災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境づくり等の条件整備に努める。

## 第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するためのBCPを策定し、運用に努める。

また、東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、業務継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努めるとともに、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図る。さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

こうした事業者のBCPや自然災害に関する避難計画の策定、業務継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制の構築、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、町は、商工会等と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより加筆修正）